

平成27年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成27年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年9月8日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年9月8日	16時45分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	5番	久保山義明		6番	牧菌綾子	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一		こども課長	鶴田しのぶ	
	副町長	松田一也		産業振興課長	土田竜一	
	教育長	大串和人		まちづくり課長	熊本弘樹	
	総務企画課長	酒井英良		建設課長	古賀浩	
	財政課長	城本好昭		会計管理者	木村司	
	税務課長	平野裕志		教育学習課長	内山十郎	
	住民生活課長	安永宏之		こども課保育園長	渡邊稔	
	健康福祉課長	天本正弘		まちづくり課参事	阿部一博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

- | | |
|----------|---|
| 1. 木村照夫 | (1) 獣害防止用の電気さく安全対策について
(2) マイナンバー制度の認知度を上げよ
(3) 合併処理浄化槽整備事業推進の進捗状況は |
| 2. 久保山義明 | (1) 定住促進策について
(2) 空き家等に関する対策について
(3) 業務の可視化について |
| 3. 栗野久明 | (1) 新町立図書館の管理と運営について
(2) 野良猫の糞公害対策について |
| 4. 品川義則 | (1) 次期町長選について小森町長の所信を問う
(2) 教育行政全般について |
| 5. 大山勝代 | (1) 高齢者が安心して暮らせる町に－介護保険制度について－
(2) 小・中学校のエアコン設置の見通しは |

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○7番（木村照夫君）（登壇）

皆様、おはようございます。7番議員の木村照夫でございます。9月定例会の1人目の一般質問でございます。

傍聴席の皆様におかれましては、平日で早朝より傍聴いただきましてまことにありがとうございます。

この一般質問を通しまして、基山町の存続発展に寄与していくために一般質問を行いたいと思います。今回は、質問事項3項目について選定させていただきました。1項目めに獣害防止用の電気さく安全対策について、2項目めにマイナンバー制度の認知度を上げよ、それと3項目めに合併処理浄化槽整備事業推進の進捗状況について、お伺いします。

まず、1項目めの獣害防止用の電気さく安全対策について質問いたします。

静岡県西伊豆町の川岸に設置された獣害対策用の電気さくで感電し、家族連れ7人が死傷した事故が発生しました。国も佐賀県も電気さくの利用状況を調査するとともに、農家やJAなどに改めて適切な使用を呼びかけております。稲穂が垂れ始め、果樹が実る9月ごろから電気さくの設置が本格化する時期を前に、農業関係者は事故防止に向けた意識を高める必要があると思います。

そこで、（1）町内の農作物の獣害防止対策は、どのようなものがあるか。

（2）電気さくは、個人で自由に設置できるのか。

（3）町内の電気さくの設置件数は。

ア、国の交付金や県の単独補助金で設置された件数は。

イとしまして、個人資金で設置された件数についてお伺いします。

(4) としまして、町内設置の電気さく施設の安全対策及び設置状況の調査はなされたのか。

ア、施設の安全対策は何か。

イ、設置状況の安全調査結果は。

ウとしまして、設置者に適切な使用方法の指導は、についてお伺いします。

それから、2項目めの質問は、マイナンバー制度の認知度を上げよでございます。

これは、内閣府が9月3日に発表したマイナンバー制度に関する世論調査によりますと、今年7月から8月に実施しました。「同制度の内容を知らない」が56%を超えております。「内容まで知っている」が44%であると新聞に記載されておりました。9月3日の時点で、まだまだ国民には浸透していないなという結果が出ております。内閣の担当者は「認知度は徐々に高まっている。10月の通知に合わせて新聞やテレビ、効果的な情報発信をしていく」と強調しております。

基山町としては、町民に認知させるにはどのように対応するのかをお聞きしたいと思えます。

そこで、(1) としまして、マイナンバー制度、マイナンバー法とは何か概要の説明をお願いします。

(2) マイナンバー制度は、なぜ必要なのか。

アとしまして、制度は何のために必要なのか。

イとしまして、いつから実施されるのか。

ウとしまして、制度で期待される効果について御説明ください。

それと、国民が一番心配している(3) ですが、マイナンバーの個人情報は保護されているのか。

それと、町民が認知不足であります。(4) 住民への周知徹底はどのようにするかについて質問いたします。

それから、3項目めの質問は、合併処理浄化槽整備事業推進の進捗状況は、についてでございます。

基山町都市計画マスタープランのまちづくりの地域別方針の中で整備方針として、「水と緑につつまれふれあうまちづくり」の中で「衛生的な生活空間と河川環境を確保する下水道の整備」、それと「公共下水道と合併処理浄化槽の推進」をハード施策として取り上げてお

ります。その合併処理浄化槽の数値目標と成果についてお伺いします。

そこで、（１）としまして、公共下水道計画区域外の過去３年間の合併処理浄化槽設置件数を示してください。

ア、新築による件数。

イ、くみ取り方式から合併処理浄化槽への改造件数はどうなっているのか。

（２）としまして、工事費用は幾らか。及び、受益者負担の割合は。

ア、浄化槽本体費。

イ、給排水管等附帯工事費。

それと、（３）としまして、合併処理浄化槽の維持管理年間費用は幾らなのか。

（４）としまして、維持管理費用の公的助成はできないのかについて質問します。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、１項目めでございますが、獣害防止用の電気さく安全対策について（１）町内の農産物の獣害防止対策はどのようなものがあるかというお尋ねです。農産物の獣害防止対策としては、ワイヤーメッシュ・電気さくの敷設による侵入防止策があります。また、町の箱わな貸し出しと佐賀県猟友会基山支部へ駆除委託を行っております。

（２）電気さくは個人で自由に設置できるのかということですが、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第74条の規定によりますと、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り、感電防止のための適切な措置や電気さくを設置する上での基準を満たせば設置できるとなっております。

（３）町内の電気さく設置件数はということ、アの国の交付金や県の単独補助金で設置された件数ということです。補助事業としての実績は、平成17年から平成19年に受益面積約3ヘクタール、延長2,100メートルの実績がございます。

イの個人資金で設置された件数です。個人資金で設置された件数は把握しておりません。なお、先般の感電死傷事故の直後に県の調査によって把握した設置件数は18件でしたが、こ

れには補助金によるものも含まれていると考えられます。なお、前回調査時には、電気さくを保有していても未設置の方もおられますので、今後水稻や柿などの収穫期を迎え、設置件数はふえるものと思われます。

(4) 町内設置の電気さく施設の安全対策及び設置状況の調査ということです。

アの施設の安全対策は何かということですが、電気さくの設置については電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準として4点が経済産業省から示されています。1、危険である旨の表示をすること、2、出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること、3、漏電遮断器を設置すること、4、専用の開閉器スイッチを設置することとなっております。

イの設置状況の安全調査結果はということですが、調査の結果は危険である旨の表示をすることの調査項目、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うことについて、調査時点の把握した18件全てがなされていませんでした。他の項目については、全件とも満たしていました。

ウの設置者に適切な使用法の指導はということです。調査結果等を踏まえまして、広報紙、ホームページで周知を行うとともに、生産組合長代表者会議等の場で注意喚起等を行いました。また、水稻の収穫期を迎え、設置数がふえると想定されることから、改めて広報紙等で注意を呼びかけるとともに、生産組合長代表者会議において周知を行っております。なお、県から電気さくの安全確保措置の改善状況等に関する調査が来ておりますので、あわせて生産組合長等を通じ、設置及び保有状況等を調査しています。その際、町で統一した危険表示を作成し、電気さく設置農家等へ配布し表示をお願いすることとしております。

2項目め、マイナンバー制度の認知度を上げよということで、(1) マイナンバー制度、マイナンバー法とは何か、概要の説明をということでございますが、マイナンバー制度につきましては、住民票を有する全ての方に対して1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらないこととなります。国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとをひもづけて効果的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやりとりを行い、情報連携することができるようになります。

(2) マイナンバー制度はなぜ必要かということです。

アの制度は何のために必要かということですが、マイナンバー制度導入の理由は、年金記録問題による行政上の混乱が一因と言われています。また、日本の各機関の間では、基礎年金番号、住民票コードなど複数の個人番号が存在し、国民の個人情報管理に関して縦割り行政となっており、各番号を取り扱う行政機関それぞれで重複投資になっているのも原因の一つでございます。

そこで、共通のマイナンバーでそれぞれの情報を管理すれば、氏名などが変わっても行政機関間で情報を交換することが簡単になります。そのため、マイナンバー制度が導入されることになりました。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となるものでございます。

イのいつから実施されるかということですが、マイナンバー法の施行の日は平成27年10月5日となっておりますが、一部の規定については平成28年1月1日とされております。平成27年10月からは、マイナンバーの指定や住民票の住所地へのマイナンバーの通知などが実施され、平成28年1月からはマイナンバーの制度に関する規定や個人番号カードの交付などが実施されます。

ウの制度で期待される効果はということですが、期待される効果としては大きく3つ挙げられます。

1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになり、公平、公正な社会の実現が図られます。

2つ目は、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになり、国民の利便性の向上が図られます。

3つ目は、行政機関が地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになり、行政の効率化が図られます。

(3) マイナンバーの個人情報は保護されているのかということですが、マイナンバーにつきましても、安心・安全に御利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報

報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか、監視・監督を行います。さらに、法律に違反した場合の罰則も重くなっております。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。また、行政機関で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

(4) 周知徹底はどのようにするかということですが、マイナンバー制度の住民への周知につきましては、まず国においてミニ番組の放送、テレビCM、新聞掲載、ポスター、各府省のホームページなどで行われております。

本町の住民への周知については、広報きやまへの連載により、制度の内容や手続を案内しています。また、基山町ホームページにバナーを張り、制度の案内や内閣官房のホームページへのリンクを行っています。さらに、出前講座によりマイナンバー制度の基礎講座を行ったり、ポスターやリーフレットを配布しております。今後もマイナンバーの通知カードの配付や個人番号カードの申請、交付などの必要な時期に広報紙、ホームページ、チラシの配布などにより住民周知を行う予定でございます。

3項目めの合併処理浄化槽整備事業推進の進捗状況はということで、(1) 公共下水道計画区域外の過去3年間の合併処理浄化槽設置件数を示せということです。

アの新築による件数ということで、公共下水道計画区域外下水道事業計画認可外の新築による設置は、過去3年間で18件となっております。

イのくみ取り方式から合併処理浄化槽への改造件数のお尋ねです。過去3年間のくみ取りから合併浄化槽設置の件数は、27件となっております。

(2) 工事費用は幾らか、また受益者負担の割合はということで、アの浄化槽本体費、イの給排水管等附帯工事費、このアとイは関連しておりますので一括してお答えをさせていただきます。

浄化槽本体につきましては、設置される敷地条件等や浄化槽使用内容により価格が異なりますので、附属施設を含まない本体価格の平均額としますと、5人槽が約40万円、7人槽が約48万円、10人槽が約117万円となります。

また、給排水管等附帯工事についても、平均価格として平成26年度では約56万5,000円と

なっています。全体工事費では、設置の多い7人槽で104万5,000円となり、このうち補助費41万4,000円を控除したときの設置者負担割合は約6割となります。

なお、合併浄化槽設置に対する補助金は、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円となります。

(3) 合併処理浄化槽の維持管理にかかる年間費用は幾らかというお尋ねです。維持管理にかかる年間費用は、平均で5人槽が約6万円、7人槽が約7万円、10人槽が約8万8,000円となっています。なお、機器修繕等は含まれておりません。

(4) 維持管理費用を公的助成できないかということですが、合併浄化槽設置後の維持管理費用について現時点での公的助成は行っておりませんが、今後の下水道事業計画区域の見直し変更に際し、公平性に留意し、一部公的助成も検討いたしてまいります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それでは、2回目の一般質問についてお伺いします。

1項目めの獣害防止用の電気さく安全対策についてです。

先ほど述べられましたが、この施策に対して対象動物ですね、どういう動物が前提されているのか、電気さく・ワイヤーメッシュでの防止をするため、その相手の動物がもしわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

対象動物ですけれども、一般的にイノシシとかアライグマです。それと、実績があるのかちょっと不明ですけれども、鹿とかが想定されているかと思います。あと、小動物としてはイタチとか、そういうものもあるのではないかとは思っているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

基山町内にももう鹿が出没しておるんですかね。そこの辺は確認されましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

大変申しわけございません。そこは明確には把握しているわけではないんですけれども、この間いろいろな方とお話をする過程で、鹿が以前に何か出たというようなお話は聞いたことがあるんですけれども、鹿の被害の実績がどれほどあるかとかそういうところは把握しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

鹿の件は、あれは跳んで越えますから、今のフェンスでは跳び越えてしまうと思います。

それで、農産物の被害額とか、その面積とか、もしわかったら平成26年度のものでいいからデータはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

被害額等につきましては、今お答えできる数値を持っておりませんので、そこは確認して御提示するようにいたしたいと思っております。

ただ、農林水産省の鳥獣害被害等につきましては、やはり深刻な問題でございまして、一般的には鳥獣害での減収額あたりが4割とか、ひどいところでは6割、7割いくというようなところもございますので、改めて基山町の中山間地域が中心になるかと思っておりますけれども、そこでの減収額等についてはきちんと把握するような形で進めていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

特に、今からもう水稻も稲穂が垂れ下がってきました。もうイノシシが入ったら寝転んで、遊び場所になって、もう米はとれませんから、しっかりした農産物の被害、面積と額を出して、本当にこの今までの策で対応しているのかをしっかりとつかまえて吟味してもらいたいと思います。

それで、町内の電気さくの設置件数をさっきお答えされました。補助事業の実績は、平成17年から平成19年に受益者面積の3ヘクタール、延長が2,100メートルと答弁されましたが、電気さくの設置件数ですね、電源箱を置いてその一囲いを囲むと。そういう件数は出ておりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

先ほどの国の交付金や県の単独補助金で設置された件数につきましては、ここは件数ということではなくて、受益者面積と延長距離でお答えさせていただきました。これにつきましては、大変申しわけないんですけれども、ここの資料は県が取りまとめました国庫補助事業等による電気さくの整備状況という資料から持ってまいったところなんですけれども、これを見ますと、電気さくの設置については平成17年から平成19年までで終わっております。それで、平成20年、平成21年、平成22年については、国、県の補助事業による設置という実績がございませんで、平成23年度からワイヤーメッシュに変わっているというところなんです。それで、平成17年から平成19年につきましては、行政文書の一般的な保存年限の5年を超えておまして、その実績が確認できなかったということでこのようなお答えをさせていただいております。

それと、先ほど今回の死傷事故を受けて把握した設置件数は18件とお答えしたところですが、ここは先ほど町長も申したとおり、前回7月段階で把握した数字でございますので、今後水稻とか柿等の収穫時期を迎えましてふえてくると予想されますので、正確な数字ではないというのは十分承知しております。そこで、今現在改めまして県からは改善状況の調査ということで参ったんですけれども、これでは全数が把握できないと思いましたが、全生産組合長を通じまして全件の調査票による調査をかけておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ここに佐賀県の電気さくの調査結果が出ております。電気さく341カ所に不適切というデータが出ております。基山町が18カ所かな。少ないなと思っておりますけれども、今から電気さくを施工します、フェンスで囲っておりますね。その下をくぐってイノシシとかアライ

グマとかが入ってくるわけですね。だから、富有柿が今からなってきます。アライグマとかは富有柿のところに入ってきたら、樹木に登ってその柿の実を食べるわけですね。1回フェンスをくぐって、電気さくをくぐって。そういう感じですから、もう農家の方はもうそういう動物が入ってきたら、ばたばた設置されますものね。これが要するに表示などをつけていない、危険表示もないとか、もうその場に入ったらすぐ設置されますから、そこに何か注意喚起をお願いしたいと思います。

それともういっちょ、電気さくの保有件数ですね。5年でもうあれだよと言いますけれども、我々もJA、基山町からのあっせんで一式を持っております。使っていないけれどもね。そういう方がいっぱいいらっしゃるんですね。自分で買って持っている方もいらっしゃる。その辺を保有台数とか確認されて、本当に電気さくの漏電事故を守る必要があると思います。

では、次に行きます。

(4) ですね。電気さく施設の安全対策及び設置状況の調査はということで、確かに経済産業省から4点注意しなさいと申し上げました。それで、危険である旨の表示をすること、その危険表示板とか寸法とか、どこに何か所取り付けなさいとかそういう、法的根拠がないかもわからないけれども、どういう指導をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まだ指導という段階に入っていないんですけれども、先ほども申し上げたとおり、「周囲の人が容易に視認できる位置や間隔」という表現になっているところなんですね。それで、ここの「位置や間隔」というところで、うちの課のほうで明確に何メートル置きというものがなかったので、おおむね20メートル置きぐらいで今回調査した各個人ごとの延長距離を20で割った分ぐらいを配布しようかと今考えているところでございます。

それと、統一的なというふうにしたのが、やはりそれぞれの農家の方に独自で設置をお願いしようとしてもなかなか浸透しない部分であったり、それと一般の町民の方がばらばらのものではなかなか視認しにくいのではないかと思いましたが、今回統一的なものをつくって配布しようとしているところでございます。

それと、今回の御質問にはあれなんですけれども、先ほど保有件数についてというお尋ね

もございました。今回調査をかける前提で設置数だけではなくて、保有されているところも把握するように調査を組んでおるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

全然基山町には危険表示板がなかった記憶があるんですね。なおかつ、表示板の寸法が決まっていて、また夜間でもわかるような夜光塗料がついた表示板をつくるとか、基山町内で安全対策を。表示板は夜間なんかはもう暗いからわからないんですものね。発光塗料かなんかを塗ってつくるとかというそういう方策をお願いしたいなと思います。

それともういっちょ、安全対策の経済産業省が出しました「出力電流が制限される電気さく用電源装置を設けること」と。この「出力電流」というのはどういうものでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

電気さく用電源装置を使用することということかと思いますが、ここの中で一般的には12ボルトの専用電源を使っておられるのがほとんどだと思います。今回、調査の中でありましたのが、30ボルトの上下という形で問いが来ておりますので、今調査自体は30ボルト以下の電源を使っているか、それ以上かというふうに設問で聞いているところでございます。

ちなみに、前回の調査では、30ボルト以上を使っておられるところが1件あったと把握しておりますので、それ以外はほとんどないのではないかと今のところ思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに30ボルト以下が電気の規制にかからない電圧範囲で、だから30ボルト以下となっております。

それと、3番目の「漏電遮断器を設置すること」、この点については、どういう場合にこの漏電遮断器を取りつけるのか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

十分に私は承知しているわけではないんですが、今回の調査関係の資料を読みますと、30ボルト以下のところにはそこは義務はなかったかと思しますので、30ボルト以上のところでは設置義務が生じてくると理解しています。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

基山町内では、家庭用電源を入れて電気さくに活用した事例とかはあったんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これも前回の調査でということでお答えしますけれども、先ほど言いましたように100ボルトから引いている案件が1件ございました。そこは畜舎周辺でございましたので、家庭用電源100ボルトから引いているというお答えでしたが、そこは漏電遮断器を用いられていましたし、かつ通電時間が夜間ということでそこら辺をやられておったということです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

最後の4番目の「専用の開閉器スイッチを設けること」、この関連は何でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

ここも私は十分に承知していないかもしれないんですが、先ほども申し上げたとおり、今回のいろいろな調査に絡む資料を読みますと、30ボルト以上のところに義務が生じているかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、西伊豆町で起こった感電死亡事故では、確かに交流電源を入れてステップアップ

して変圧器を入れて、400ボルト以上を流していたと。それで、さわったら、水の中に片方アースを落としておりますその線で電流が流れて死亡したんだという結果が出ておりますね。それで間違いないですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

はい。私もそのように承知しております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

基山町では、100ボルトを入れているところが1カ所あったんだと言われましたね。100ボルトを入れて適切な漏電遮断器をつけているから使っていいよということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

はい。使っていいよといいますか、直ちにそこは使用制限はしなかったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに電気さくも目に見えない。特に夜間には動物が侵入してくるおそれが多いですね。だから、基山町は危険表示を寸法を統一してつくるんだと。本当に立派な提案、また佐賀県もそれをまねして拡大してほしいわけなんですけれども、今からイノシシが入ってきます。フェンスで囲っておりますね、もうずっと山間地を。その付近の草を切ったり、フェンスに穴がないかとか、そういうダブル方策もやっぱり点検する必要があるんじゃないかと。その部分の注意喚起はどうされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

一義的には、自分の農地でございますので、農家の方の通常の管理の中で草刈りとか、そういうワイヤーメッシュの点検とかはしていただくということかとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

副町長にお伺いします。

経済産業省出向で電気関係、電力保安委員かな、が関係ありまして、この事故をもって、どう思われますか、この関連事故について。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

町政にとって、やっぱり住民の安心と安全というのは全てにおいて優先すべきことだと思いますので、先ほど土田課長が申しましたように、今後きちっと調査をしてその安全対策に備えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

ありがとうございました。

静岡県の西伊豆町の感電死亡事故で7人の死傷者がおりました。設置者本人も亡くなられたということで、この感電事故を教訓としてやっぱり町内に設置された電気さくで事故がないことを祈っております。

次に行きます。

次は、マイナンバー制度の認知度を上げよということなんですけれども、先ほど概要の説明をいただきました。それで、国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策の分野。「災害対策の分野」とはどのような内容でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

災害対策につきましては、災害が起きたときに災害台帳への登録、それから災害支援法に

よる救援のための特定の個人を特定して、災害ですから緊急に避難する場合もあるでしょうから、その場合にわかりやすくそういうもので災害の支援をしていくというようなことになっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その災害対策で、アメリカ兵隊はバッジをつけて認証番号をつけて何か映画とかで出てくるけれども、常時そのマイナンバーを携帯する必要はないわけですね。災害があった時にナンバーがついたものがあるとすぐわかる、そういうものではないですね。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

そういうものではないという認識であります。今言ったように、災害はいつ発生するかわかりませんので、その場合に避難したとき、または災害の復興をする場合に、その個人を把握して支援をしていくということだろうと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それと、マイナンバー制度によって行政側の効率化ばかりが何か述べてあるみたいなんです。マイナンバーを使っているいろいろな複雑な事務処理をやるんだと。逆にこのマイナンバー制度が活用されれば、コンピューターの時代でございますから、公務員の削減とか、行政機関の公務員の削減とか、そういうことにならないかなと思って、それが心配ですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今のマイナンバー法のいろいろな説明では、そこまでは概要として説明している部分がございますけれども、やはり先ほど町長の答弁にもありましたように、行政機関が今、重複投資になっているということで、おのおのの各機関がおのおのの番号を用いて行政で管理しているということで、その行政事務負担というのは当然重複してありますので、その部分の

解消がなされれば事務効率化というものが図られると思いますので、それが人員削減とかにつながっていくかどうか、そこまでつながっていくかどうかというのはちょっとわかりませんが、今後どういう事務効率がマイナンバー法によって変わっていくかというのは、今後検証されていくことではないかという認識であります。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

逆に仕事の効率化によって公務員減らしとか、その可能性がないのか、やっぱり検討するんですね、どうなるのかなあと。

それと、今後のマイナンバーの活用方法がいろいろまだ国会で論議されておりますけれども、その点についてわかる範囲でどんな活用がされていくのか、説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

改正につきましては、10月5日からのマイナンバー法の施行になっておりますけれども、既にこの間、皆さんも御承知だと思いますけれども改正がされております。

これにつきましては、預金口座の利用範囲の拡大とか、それからメタボといいますか、特定健診とか予防接種等への活用等もされておりますので、今後そういうものが来年1月から利用されますけれども、利用していく中でそういうものがまた拡大される可能性はあるかと思えます。

また、消費税等もありますので、今食品等には非課税とかそういう部分も検討されているということですので、そういうものにどういうふうに関連していくかというのはちょっと推測でしかありませんけれども、ひょっとしたらそういうものに活用されていく可能性がないとは言えないかなとは考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

もう1点心配するのは、やっぱりマイナンバーが入ってきますとどこまで侵入するかなんですけれども、個人資産の全てを国側、行政側がわかってしまうおそれもあるかなと思って、

どこの銀行に何ぼ、郵便局に何ぼとか皆貯金とか、そういうところがみんなもうインプットされるのかなと思う、将来。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

個人資産を把握するということになるかどうかは、ちょっとそこは国も考えていないと思いますので、例えば税務調査とか、今そういうものに使用するとかそういうことになっていきますので、全ての国民の財産を管理するというようなことにはならないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

まだ国会で論議中ですからわかりませんが、やはりマイナンバーの認知度、先ほど申しました56%は知らないんだと。基山町の町民の1万七千何人でどのぐらい知っているかなと思って。どのぐらいなんですか、基山町の町民が何を知っているのか、何名ぐらい知っているのか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

基山町町民が何名知っているのかというのはちょっと私もわかりませんが、やはり国のアンケートで今まで一月前が七十何%で、ここ一月で20%ぐらいは周知が広がったということがこの間発表されておりましたので、やっぱり基山町においてもそれぐらいの数字ではないかという認識はしております。

ただ、今後マイナンバーの通知が始まりますので、認識としてはぐんと進んでいく。それから、来年1月から始まるわけですが、実際マイナンバーを本格使用するのは平成29年7月と言われておりますので、それまでは準備期間ということですので、その間にも住民への周知というのは図れるかと思っておりますので、今後住民に対しての周知、それから国も国民に対しての周知をさらに図っていくと思っておりますので、国、それから地方を挙げて周知を図っていくようにしていかなければならないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その認知度アップが一番の重要な仕事だと思いますけれども、確かに町長の答弁でさらに出前講座によりマイナンバーの認知度を上げるんだと。出前講座というのは、各公民館を回ってとかやるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

出前講座につきましては、出前講座の申請があった団体に対して出前講座を行っておりますので、出前講座の要請があれば、出前講座においてマイナンバー制度の説明をしていきたいと考えております。

今後につきましては、さっき申し上げましたとおり、マイナンバーの通知カードの送付とかがありますので、そういう時期での広報とかチラシの配布などを行って住民周知を行っていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

基山町としても、周知の徹底をよろしくお願いします。

それでは、次に行きます。

3項目めの合併処理浄化槽整備事業推進の進捗状況です。過去3年間のデータで回答をいただきました。過去3年間で18件、年に6件ですかね、合併処理浄化槽を設置しているんだということなんですけれども、この基山町の都市計画のマスタープラン、第4次基山町総合計画に具体的な合併処理浄化槽切りかえの目標、目標数とかはあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

現在、合併浄化槽と公共下水道、ここにつきましては、平成23年度以降、町に有効な下水道事業の方策というところで地元説明等もさせていただきまして、現在そういった計画の見直し等の基礎とさせていただくところで進めているところとなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

確かに説明会がございました。それで、私の地域なんかはもう下水道なんかは要らないよと、そのかわり浄化槽の維持管理費用を負担してくれという意見が多かったんですね。ずっと計画、計画で先延ばししていけば、町としても維持管理費用は出費しないでいいから、何か言うと、待ってください、待ってくださいと先送りすればいいんですけれども、実際自分たちで維持管理費を投資してやっているでしょう。だから、早くお願いしたいなと思っております。

そういう具体的な目標はないんですね。何年度に何台以上設置するよとか、合併処理浄化槽の設置件数なんかは1年間に何台するとか、その数値目標は。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

合併浄化槽につきましては、過去の数値を見まして全体、新築あるいは改築等を含めまして13件から15件を推移しております。ですから、現在まだ浄化槽を整備できる地域がございますので、それについてはまた現在推移している件数で計画として検討していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そうしたら、現状の公共下水道計画区域外及び下水道事業計画認可外のくみ取り方式の戸数、また改善された合併処理浄化槽の戸数とかはわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

くみ取りから合併浄化槽への改造の件数は、3年間で一応27件が改造されております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

くみ取り方式の戸数は。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

申しわけございません。詳細なデータは出しておりませんが、くみ取りの分につきましても同じぐらいの推移であったと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

合併処理浄化槽が27件で、くみ取り方式が27件ではおかしいでしょう、もう。まだいっぱい区域外のくみ取り方式の方がいらっしゃるのに。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません。先ほどは申しわけございません。

くみ取りの戸数といたしましては、現在615世帯があるように思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

その615世帯の合併処理浄化槽の切りかえをいかにするのでしょうか。年間に13台、14台ではもう20年以上先になってしまうから、その対応をやっぱり早く合併処理浄化槽、きれいな水が出ます、そういうふうに行っていく方法をしていかなければいけないというわけですね。どうしてもこの地域は、まだわかりませんが、中山間地はどうしても下水道配管が行かない地域なんかで早目に合併処理浄化槽に取り組むよう急いでほしいと。

そのためには、先ほど本体費、工事費をお聞きしましたね。一番設置の多い7人槽で工事費、本体費用を合わせて104万5,000円と言われましたね。その中で受益者負担が約6割と。まあ六十二、三万円ですね。今の家庭でこのお金を、6割も負担して、なかなか高齢化になっている地域もある。この受益者負担を5割とかに下げていって、もし応募すればまだまだ

ふえるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

先ほどのくみ取り世帯の分に補足説明をまずさせていただきたいと思います。公共下水道の認可区域に当たる部分も含んで、基山町の現在の世帯数ということでございましたので、申しわけございません。

それから、今言われました浄化槽の設置につきましては、近年、応募を6月から8月で行わせていただいております。その中の応募といたしまして、15件前後の推移で出ておりますので、当然その辺がそういった応募で増加するものがあれば、その辺を考えていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、未整備下水管だって615世帯でしょう。これはそのままでもいいんですか。やっぱり文化的な下水というか、流すためには急いで早く合併処理浄化槽へ切りかえたほうがベターじゃないですか。どう思いますか、町として。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

先ほどの615世帯につきましては、今後下水道認可に入る部分もございます。ただ、現在は認可外であっても当然河川の浄化を早く進めるという考え方からこういった補助を申請することも可能となっておりますので、その辺は広報等によってこの設置がございますということは御紹介していきたいと思っております。

ただ、当然認可内につきましては、来るという住民の方がそういったことも御存じですので、なかなかその投資をどちらでやられるのかということがあろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

早目に合併処理浄化槽化を急いでください。

それで、年間管理費を確かにお答えいただきました。7人槽で7万円以下、10人槽で8万8,000円ですね。これは各個人が払っておりますが、この維持管理費用を公的負担できないかということなんですね。できないんだと、まだ下水道事業計画の見直しの変更に際して、公平性に注意し一部公的助成を検討すると言われております。

そうしたら、一般会計から下水道特別会計へ年間幾ら繰り入れされておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません。正式な金額ではないですが、1億5,000万円程度と考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

1億5,000万円ですね。下水道歳入が3億何ぼでしょう。約半分は一般会計から繰り入れと。それで、下水道使用料、各下水道を使っている方の収入が1億4,400万円ですね。一般会計から1億5,500万円。そういうみんなの税金を下水道を使っている方は使っていないのかと。もう少し下水道使用料を上げたいですね。そういうふうにすべきではないかということなんですね。

合併処理浄化槽に自分たちで投資して、以前は抽せんがございましたものね、当たっていない人はいっぱいいらっしゃる。なおかつ、維持管理費を7万円、8万円毎年払っているんですね。そのギャップが大き過ぎると、税使用上不公平であると思っております。だから、あと何年後かにその計画を発表してそのときに維持管理費を負担しますとか、それでは遅いわけなんです。幾らでもいいから、維持管理費を合併処理浄化槽を使っている方に助成するとか、そういう方式を早くとってほしい。

そうしたら、ほかの市町村でそのように一部助成している地域はございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

浄化槽の維持管理費について一部の助成をしているところは、把握しているところは鳥栖

市と筑前町の1市1町ということです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういう市町があるでしょう。だから、基山町も一般会計から1億5,000万円も繰り入れて、全然下水道を使っていない方がいっぱいいらっしゃるから、そういう面にも一部でいいから早く公平な負担をしてほしいと思うわけです。小森町長、この点をどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

負担の問題はちょっと別にしましても、やっぱりいわゆる公共下水道を早くどうするかというようなこの辺がまず先決だろうと思っております。しかし、これはやっぱり流域下水というようなございます。いろいろな事情がありまして、それからその中での認可、あるいは企業がどうするかというようなそういう要素もいろいろ含んでおりますので、なかなか住民の皆さんからすればもどかしいと思われるかもしれませんが、余り思うように進んでいないということ、それからいたずらに先延ばしをしているというようなことでもございませんから、その辺のところはやっぱりこれから進めていかなければいけないということと、それから公平性の問題ですけれども、それはやっぱりある程度の公平性を確保していかなければいけないということだと思います。

鳥栖市あたりがどういうことで合併浄化槽の補助をやっているのか、そこはもうそれこそ全部下水道整備されておるといことなのかどうか、その辺のところも私もちょっとわかりません。ただ、聞いておりますのは、せめて電気代ぐらいのことはやっぱりやっていくというようなこと、それもやっぱり基山町とは事情が違うのかなと、認可外とかそういう流域とかというのはそういう関連もあるのではないかなと思っております。

したがって、できるだけ早くやるということ、そしてそうした場合にはやっぱり公平性を保って何らかの補助をと。さっき申し上げたのはそういうところでございますので、今の合併浄化槽に新たにまた補助というようなそこだけをとというよりも、もっとやらなければいけない部分があるのかなというふうには感じております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

残り5分です。

まだまだある地域によっては上水道もないところもございます。丸林、小原、川籠石、小林、黒目牛、小松、そういう箇所もあるんですね。私の家の裏100メートルのところに東部水道企業団の浄水場がございます。でも、上水、処理水は使わせてもらえない、そういう地域もございます。なおかつ、下水道はもういいと住民の皆さんが言っているから、そんな無駄な投資をしないでいいと。また、下水道配管なんかアンモニア酸度で老朽化も早くなります。60年と言われておりますけれども、もういいんだと、またそのメイン配管を引っ張っていったら、また次の世代に負債を残すんだということで、もう中山間地域はいいんだと。そのかわり合併処理浄化槽の推進と何かの負担金、助成といいますか、公平な維持管理費をお願いしたいということで、今回は安心・安全なまちづくりと地域間格差のない行政をどう展開するかについてお伺いしました。今回は、住みやすい基山町を目指していくためにはいろいろな基礎対策をしていくべきと思っております。

私の一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時38分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

皆様、こんにちは。5番議員の久保山義明でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い3項目質問をさせていただきます。

その前に、お忙しい中、傍聴にお越しいただき感謝申し上げます。私は、議会傍聴こそ住民自治への第一歩だと思っています。お昼前の貴重な時間ですが、どうか最後までよろしく願いいたします。

まず1項目め、定住促進策についてお尋ねいたします。

これをこうすればこうなるという具体的な方策がない中、やはり町外の多くの方がこれだけの立地と環境を持っている基山町の人口減がとまらないことに多くの驚きを持っておられます。需要がないのか、供給側が間に合っていないのか、福岡へのベッドタウンとしての役割を終えたのか、単純に都市計画の線引きの問題なのか、なぜ若い女性の流出が他自治体に比べ多いのか、なぜ合計特殊出生率が低いのか。さまざまな疑問が生まれる中で、まさにこれからの基山町の肝となる政策である定住促進策についてお尋ねをいたします。

(1) まち・ひと・しごと総合戦略における人口ビジョン作成について、どのように算出し、指標を出すのかお示してください。

(2) 今後の行政によるハード事業としての定住促進策を示してください。

次に、2項目めです。

空き家等に関する対策についてですが、12月議会に引き続き、あえて空き家についての質問を再度させていただくわけですが、11月27日に公布され、本年5月26日に関連規定までが法整備された空家等対策の推進に関する特別措置法、この特措法との関連について主にお尋ねいたします。

(1) 現在の空き家の状況について、どのように把握しているのかお示してください。

(2) 先ほど申し述べました空き家に関する特措法の成立により、何がどう変わるのかお示してください。

最後の項目、3項目めの業務の可視化について質問です。

これも過去に質問させていただきましたが、町民の皆さんへの予算書作成も含め、なかなか進まない案件です。

(1) 今年度当初予算時における業務事業数をお示してください。

(2) 業務内容一覧表を作成し、業務の可視化を図る必要性についてどのように考えているのかお示してください。

今回は全て過去に質問した経緯のある項目です。真摯に明快な回答をお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、定住促進策についてということで、(1)のまち・ひと・しごと総合戦略における人口ビジョン作成について、どのように算出し、指標を出すのか示せということでございます。

基山町人口ビジョンにつきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、基山町まち・ひと・しごと総合戦略を策定するに当たり、まち・ひと・しごと創生の実現へ向けて効果的な施策を企画、立案する上での基礎となるものでございます。人口ビジョンは、今後の出生や移動の傾向に変更が生じてその変化が人口や年齢構成に及ぶまでに数十年の長い期間を要するため、対象期間につきましては平成52年、2040年を目途とする長期的なビジョンとなります。人口ビジョンに示します推計人口につきましては、自然増減、社会増減や住宅施策を考慮し設定することといたしております。

(2)今後の行政によるハード事業としての定住促進策を示せということです。

現時点において、具体的なハード事業としての施策は決定いたしておりませんが、今後、例えば残存農地の宅地開発に際しての公的支援や空き家マッチングを検討してまいります。

2項目めの空き家等に関する対策について、(1)現在の空き家の状況について、どのように把握しているのか示せということでございます。

町内の空き家状況の把握につきましては、約3年前の平成24年7月、各区長様方の御協力をいただきまして、周辺的生活環境への影響を及ぼしているかといった観点での調査を行い、その際13件を把握したところでございます。定住促進策の一つとして、空き家及びその敷地の有効活用が考えられます。今回、空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空き家、つまり廃屋同然となっているような空き家に加え、定住のために活用できる空き家といった観点も加えて、空き家の実態調査を実施いたします。

(2)空き家に関する特措法の成立により、何がどのように変わるのか示せということです。

特定空き家の所有者に対して、行政が空き家を適切に管理するよう空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき指導を行えるようになりました。また、この指導に従わない場合に限りませんが、これまでの固定資産税の住宅用地特例が適用されないということになりました。

3項目めでございます。

業務の可視化について、(1)今年度当初予算時における業務事業数を示せということで

す。設定しております約800の事業のうち、平成27年度当初で予算化しておりますのは述べ346事業でございます。

(2)の業務内容一覧表を作成し、業務の可視化を図る必要性についてどのように考えているのか示せということですが、限られた財源の効率性や有効性を高めるため、事業の可視化を図る必要性については認識しておりますが、その方法については引き続き研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でさせていただきます。

まず、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の所管課、これはどこかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

まち・ひと・しごと総合戦略、それから人口ビジョンについては、総務企画課のほうで担当いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、現在の状況について町長にお伺いをいたします。

ここ数年間の平均で、おおよそ何人くらいの新生児がこの基山町に生まれているという認識をお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

出生数、ここ何年かというお尋ねでございますが、平成25年度では出生が114名でございます。それから、その後、ちょっと平成26年度の1年間はわかりませんが、平成27年4月から9月までが50人ほどでございます。その辺の数字。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、同じようにここ数年間の平均で構いません。1年間におよそどれくらいの方がこの基山町でお亡くなりになられているのかという認識をお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

死亡に関しましては、先ほどのちょっとこれは私も探しておったんですけども、平成24年度、平成25年度、いろいろとあれはあるんですけども、平成25年度の1年間は149人でございます。それから、ここ数カ月、4月からこちらでございますけれども、死亡数は55名です。済みません。さっきの出生が57名で、死亡が55名でございます。この半年間でございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございました。

ざっとした数字で申しわけないんですけども、平成25年が114人ということでしたけれども、恐らくその前の平成23年、平成24年ぐらいでは90人台の年もあったかと思います。そして、同じようにこの基山町でお亡くなりになられる方の平均が、今まではおよそ150人という数字で私も把握をしております。

つまり、平成26年に関しては4月から、平成26年、平成27年ではなくて平成26年ですね、それが若干持ち直している感はあるかもしれませんが、つまり今まで自然減と言われる数字がここ数年、毎年毎年50人ずつ減少している状況が続いているわけです。まず、この自然減の数字を当然共通認識として捉えた上での人口ビジョンだと思いますけれども、さらにこの基山町は佐賀県のみならず、全国的に見ても、先ほども申しましたように、合計特殊出生率が1.25というかなり低い数字にあるのが現状であります。

そうした中、総合戦略5カ年での基山町の人口は何人であるというふうに指標をお持ちなのか、これは2019年次ですね。総合戦略そのものは2040年をマックスに考えるんでしょうけ

れども、とりあえずこの総合戦略の5カ年で2019年次、このあたりの数字がもしわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

人口ビジョンにつきましては、今策定中でございますので、推計をいたしておりますけれども、若干変更になる可能性はあるということを前提にお答えします。

2020年の人口につきましては、今一応3パターンで人口を推計いたしております。まず、シミュレーションとしましては、社人研が示しております数字をそのまました場合、それからシミュレーション2としては、住宅施策をここ10年間で行うとした場合、それからシミュレーション3につきましては、住宅施策を10年間行って、あと空き家対策等のマッチング等を行っていくというようなことを仮定した場合に、まずシミュレーション1では1万7,027人となっております。それから、シミュレーション2では1万7,670人。それから、シミュレーション3では1万7,744人ということで推計を出しております。これは2020年になります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

社人研では1万7,027人、住宅政策を5年間と10年間それぞれシミュレーションして、数字を出していくということですがけれども、当然いわゆる総合戦略ですから、KPIと言われる重要業績評価指標の積み重ねが最終的な人口ビジョンになると思われましてけれども、やはりある程度数値目標をこのように立てていかないと先に進まない部分があると思います。

こうした場合に、今はまだ人口ビジョンを策定中ということでしたけれども、人口ビジョンが先なのか、それともKPIが先なのか、これについてお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

人口推計につきましては、今申し上げたとおり長期目標になりますので、今の残存農地等の面積等を勘案しながら策定をしております。ただ、KPIについては、確かに今久保山議

員が言われるように、本当はK P I と住宅施策がある程度合致するというか、人口がふえれば出生率とかもふえてきますので、絶対合致するということはないんですけども、大まかには合致する必要がございますので、K P I については今各事業において検討いたしておるところでございます。

ですから、今は人口ビジョンと総合戦略のK P I を検討しているというところでございます。ただ、同時にするのが本当はベターじゃないかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今ちょっと課長の答弁の中で人口がふえれば出生率が上がるというのは、出生数が上がるということですね。

そして、当然2025年、つまり10年後には1万8,000人にするということによろしいでしょうか。これは確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

人口ビジョンについては、今シミュレーションを3つ想定して推計人口を出しておりますので、2025年では1万8,099人、シミュレーション2では1万7,947人、シミュレーション3では1万6,533人ということで、人口政策をすればきれいに1万8,000人という数字は出ませんが、おおむね総合計画の1万8,000人と今の住宅政策を行えば合致するのかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回、そのシミュレーションのパターンが恐らく内部的に資料としてあるんだと思いますけれども、これはまだ表にはできないという状況なんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

このシミュレーションにつきましては、定住担当のまちづくり課でも検討してもらって、まだ外部に出せるという資料ではございません。いろいろな民地の更地の開発とかもありますので、これを出すのはちょっと難しいかなと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ことし3月議会で総合戦略に関する人口ビジョンの議案審議、この中で副町長がこのように答弁されました。

ビッグデータの地域データシステムというのが今経産省を中心に間もなくでき上がります。これを使ったら比較的簡単に自治体ごとにつくれるような仕組みになっています。この前試しにやってみましたけれども、非常にすぐれたものでございまして、それを使ってあとは政策によってどの程度人口をふやすという見方を考えなきゃいけないと思いますけれども、それを使ってやっていけたらそんなに難しい問題ではないかなというふうに認識しておりますという内容でした。

これがいわゆるリーサスと言われるものなんでしょうけれども、つまりその数字は簡単に出来るけれども、現在いわゆるK P Iを含めた政策が固まっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

ある程度の政策については、各課から出てきておりますので、具体的なK P Iについて今後検討していくというような段階に入っているかと思えます。

ただ、リーサスにつきましては、いろいろな分析ができますので、例えば昼間の人口とか夜の人口とか、そういう面では施策に生かすことはできるというようなことで言われたんじゃないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

名前が出てまいりましたので、少し答えさせていただきます。

今回の予測にもリーサスを活用させていただいております。それから、政策が決まっていけないというよりも、先ほど総務企画課長がちょっとはっきり言わなかったんですが、結局どこの地区にどこにどれだけの住宅が建つとか、そういう具体的な個別のものも全部シミュレーションしていますので、それを表に出すわけにはいかないというそういう趣旨でございますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。それぞれ3パターンのシミュレーションをされた結果、さまざまな数字が出てきていると思われま。つまり、今回の場合はこの社人研の結果とはかけ離れた数字をあえて総合戦略として打ち出すわけですけれども、3パターンの中でつまりその最高水準です。多分10年間住宅政策を行っていくというのが恐らく最高水準なんでしょうけれども、これは具体的に10年間という数字と残存農地の開発をかけていくということと、そのほかに何かございますか。もうちょっと具体的にお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

町内の中には当然、残存農地も開発しやすいところとしにくいところがありますので、残存農地も住宅としてなりやすいようなところを想定しております。それから更地、言えるところでは神の浦のちびっこ広場とか、そういうものもございますので、そういうものを住宅地として利用できるとしたら、10年間のそういう住宅施策で更地を有効活用して住宅地をしたいということでございます。

1万8,000人については、確かに今人口減少の中でそういう目標設定でいいのかということもありますけれども、やはり今日本も人口減少に入っておりますので、では本当に減少しただけで夢のない施策でいいのかということになりますので、やはり国も市町村も夢のある計画といえますか、将来に向かっていくべきだと思いますので、経済等にも影響してまいりますので、1万8,000人ということで今総合計画においても努力目標としているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

改めて確認をさせていただきます。10年間、積極的に定住促進策を行っていくということ
でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

これを私が答えていかどうかはちょっとあれなんですけれども、町長に答えてもらった
ほうがいいのかと思いますけれども、やはり基山町としては平成27年度から機構改革も行って
定住促進室というものもつくっておりますので、それは本当に積極的に基山町として定住対
策をやっていくというあらわれですので、今久保山議員が言われたように、今後10年はそう
いう方向でいかなければならないと思っております。（「町長、ありませんか」の声あり）

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

できたら、町長からも一言。積極的に行っていくということよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

はい。やっぱり消滅危機なりなんなりというようなことは非常に危機感を持って受けとめ
ておりますので、やっぱり人口が減るということ、これは重大な問題だと思えます。

この前、慶応大学の学生さんが二十数名来まして、現地を見ていろいろ感じたことを残し
ていってくれましたけれども、その中でもやっぱりいろいろ、ああしたらいい、こうしたら
よかろうというようなこともございます。そういうことも参考にしまして、やはり人口、そ
の中では一つ、ある班ではそもそも人口が減少することは悪いんですかというようなそうい
うことを書いたものをここに残したりしております。そういうことで、本当にやっぱり減ら
したらいけないけれども、それではどうしてふやしていくか、どんな手法でやっていくのか、
ある班なんかはもうみんな市街化区域にすればいいじゃないかというようなそういう提言の
仕方もありました。おもしろいなあと思って聞いたんですけれども、私としましてはやっぱ

りそうそう今をぶっ壊してまで積極的にと言えどもうそれでしょうけれども、ぶっ壊してまでということはいかかかなと思いますけれども、やはりそこは今言っておりますような更地とかなんとか、それから残存農地とかそういう事柄を潰していくというそういう意味で、やっぱり積極的にやっていくべきだというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

はい、わかりました。

こういったことは、（2）の項目、行政によるハード事業としての定住促進策としてという質問に重なる部分があると思われませんが、行政としていわゆるハード事業もやっていくというのが積極的にという意味合いではないのでしょうか。これはどなたか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

そういう意味も含んでおりますけれども、先ほど町長がお答えしたとおり、行政としてのハード事業といたしましてはまだ具体的には決定はしておりません。ただ、残存農地の宅地開発に際する公的支援等々を含んでおるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

できましたら1回目の答弁にもありました公的支援をもうちょっと具体的に、もし頭の中に描いていらっしゃるものがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

公的支援という中身の具体的なものですけれども、ちょっと私の頭の中というのも含めておるかもしれませんが、住宅開発をする際の宅地内の道路を住宅開発業者が整備します。それに対する一部助成なりができるのではないかと。それに伴いまして、住宅価格自体を下げてください、より家を買いたくすることができるようではないかと、そういったことも考

えられるのではないかと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

現在、皆さんも多分御存じだと思いますけれども、福祉交流館の横の土地の造成がいよいよ開始されます。あそこで大体7区画ができる予定です。これは建築条件なしという要素も当然含まれていますけれども、実にこの7区画にもう二十数件以上の申し込みがあると聞いています。これだけ基山町にはまだまだやっぱり需要が存在しているということだということなんですよ。それで、これだけの需要に対して、行政はやはりまだ民間頼みという声も当然あります。このことについてお聞かせ願いたいと思いますけれども、やはりあくまでやっぱり民間主導でやるべきなんだということによろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

現状として、以前のように市街化区域の中にまとまった形で残っている部分もございますけれども、そこにあえて取り組むのではなくて、あくまでも民間主導で行う中でその部分の、先ほど阿部参事が申し上げましたけれども、開発を促進するための後押しをしていくというスタンスでやっていきたいと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それで、今現在いわゆるミニ開発というものが主に進んでいるわけですがけれども、それによって残存農地も徐々に減ってきたという印象を持っています。それで、現在の状況をどのように把握しているのかお聞かせください。例えば、残存農地が当初私たちが聞いた範囲では35ヘクタールという数字を聞いています。それがどのように推移していっているのかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

残存農地につきましては約30ヘクタールぐらいだと理解しておりますけれども、現在、残存農地の所有者に対します利用の意向調査を続けております。今集約中でございます。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

35ヘクタールあったのが、5ヘクタール減って30ヘクタール。それでもまだ30ヘクタールあるということだと思います。しかも、まとまった市街化区域の残存農地はもう恐らく数える程度だと思います。

そうした中で、先ほど阿部参事が言われましたように、所有者への意見聴取をされていると思います。それと、そのようにまとまった宅地開発が可能な平米数、こういったものを把握しているのかどうか、ここがいわゆる飛び地の残存農地ではなくて、ここにこういう開発道路をつければここに何区画ができるのかという、そのあたりまで進捗状況が進んでいるのかどうかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

具体的な箇所につきまして、例えばこの地区が開発できればいいなというところは持っておりますけれども、ちょっと具体名は差し控えたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

当然、個人所有地ですから、それは差し控えていただきたいと思いますが、その平米数自体はお持ちですか。この35ヘクタールのうちに、あとここ何ヘクタールぐらいは可能なんじゃないかという。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

具体的にかちつとしたシミュレーションは今現在作成中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今、所有者の方々への意見聴取をしていただいているということでお聞きしました。その進捗状況、恐らく持っていらっしゃる方々の何%ぐらいまで今終わっているとか、またその意見の聴取をしたときの感じた感想とかがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

今回調査をさせていただいた中で65%から7割程度、回収をさせていただいておりまして、まだ随時回収しておるところでございます。その中で具体的に平米数とか、先ほど言いましたこの地区とかというところを具体的に考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所有者の方々から意見を聞かれる際に感じられた感想、反応、そういったものがわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

具体的に全て集計しておりませんので、全体的なところは申し上げられませんが、個々の表を見ていく中で個人的に感じられた部分についてということで申し上げますと、早く積極的に売りたいという方も当然いらっしゃいますし、利活用を早くしてくださいという方もいらっしゃいます。ただ、一方で、まだまだ農地として使いたいという方も当然いらっしゃっておりまして、総論を申し上げますとケース・バイ・ケースというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

不動産というのは、やはり所有者の絶対権限がつきものであります。その中で、幾ら残存

農地がこれだけあってシミュレーションをかけていっても、やはり所有者の意向というのが最大限左右される、もうポイントを握っているわけですね。今ミニ開発が進んでという話をしましたけれども、それでも現在のところ人口減少というのは自然減とか社会減をカバーできない状況だと思っています。

そしてまた、このミニ開発におけるウイークポイントというのが、もう私もすごくやっぱり今感じているんですけれども、それぞれの開発道路が全て開発地点のみでの行きどまり区間になっているんですね。これはちょっと建設課長にお尋ねいたしますけれども、私は極力やはり、特に市街化区域における住宅街においてこの行きどまり区間というのは解消すべきだと思っているんですけれども、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

開発によります道路につきましては、開発者のほうで道路の計画をなされます。それにつきまして、建設課の道路の担当としまして当然防災上の観点のチェックもいたしますので、道路の幅なり、あるいはいろいろな機能なり側溝等、そういったものはチェックをさせていただいております。

その中で、今おっしゃったように、接続をできるだけ通り抜けをできるようにしています。議員が言われるような姿もお願いをしております。しかしながら、やはり計画は開発者が行うという部分で、その旨で現在の形があるのではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

実はこれは開発云々だけではなくて、これはごみの回収でもさまざまな問題を引き起こしています。つまり、通り抜けができない区間というのはごみの回収車が入っていきません。そのために、既存の集積場にどンドンどンドン集中していくんですね。もうゴールデンウイーク前なんかになると、もう驚くほどのごみの量になります。

要するにその集積場というのは、以前から組合単位で管理されている場所が一気にふえていくわけです。よって、トラブルになる可能性が非常に今高い。私のところにもそういう話が来ていますけれども、役場にも担当課にもそういうトラブルというか、そういう問題

はございませんか。ミニ開発時におけるごみ集積の問題というのは。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

特にそういった苦情は来ておりませんが、回収業者さんが奥に入ってUターンしにくいので、できるならばちょっと開発したところより違うところに設置していただけないかとかという願いはされているようでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと話が違う方向に行って申しわけありませんけれども、つまり言いたいことというのは、最終的に残された残存農地のうち、ある程度まとまった土地がある場合は、やはり開発者任せにするのではなく、やっぱり行政が用地交渉も含めて私は開発の幹線道路を確保しながらその市街化を形成していくべきではないかと思っています。

建設課長が言われたように、開発者が決める道路です、開発道路は。これは行きどまりになるうがどうしても、やはりその基準さえクリアすればオーケーなわけですよ。やはり接道していくというのがこれからの重要な課題になっていくと思っています。

要するに、私はこのシミュレーションでいく、もし「積極的に」という文言があるとすれば、こういう言葉が当てはまるのではないかなと考えますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

先ほどから申し上げますように、現在、残存農地の調査を行っております。これは農業委員会を介して、農地ということもございまして、そういった部分も含めて農業委員会を通じたところで調査を行っておりますけれども、そういったときに地区的にまとまった部分である程度意向として開発に同意できるというような場所については、都市計画内であっても地区計画を張ることによってある程度計画的な開発の促進ということもできますので、そういったまとまった場所についてはそういった手法も今後検討していく必要があると思

ますし、先ほど開発については民間でということも申し上げましたけれども、いろいろと先進的に行政も関与してやられている事例もあると思いますので、そういった事例についてはあわせて研究をしてみたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひとも研究と言わず、前向きに検討をお願いしたいと思います。

この項目の最後になりますけれども、現在審査中の第5次総合計画の基本計画にも記載されています50戸連たん、この進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

50戸連たんにつきましては、はっきり申し上げましてなかなか進んでいない状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

基山町の場合は、市街化区域隣接タイプではなく、集落活性化タイプを選択するというところで、私も以前の質問にお答えをいただきました。また、町長が先ほど言われましたように、慶応大学の学生が中心地がだめなら田舎に行こうと。ただ、田舎に行ったとしてもなかなか家を建てられない。そもそも縁のない人を迎え入れる土壌がないのかどうかということも含めて、私はやはりあの大学生の答えというか、やはりまずインターンから始めていわゆるよそ者を受け入れる土壌をつくっていくと。そのことによって、この50戸連たんのいわゆる集落活性が進んでいく可能性がそこにちらっと見えてくるわけです。

それで、これは今佐賀市の平成27年8月20日の資料として、50戸連たん制度の動向について資料があります。佐賀市も非常に悩んでおります。佐賀市の場合は市街化隣接タイプで、このことによって人口増加に非常に寄与してきた制度にもかかわらず、今この時点で見直し、撤回、そういったものも随分検討に入ってきたそうですけれども、なぜそういうことになっているのかという佐賀市の動向について、何か情報はお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

佐賀市のほうからこの進んでいない要因をはっきり聞いておりませんが、ちょっと想像も入りますが、市街化隣接タイプはどうしても、簡単に言うとドーナツ化現象が起きてしまうと。そういうことで、もともと中心部に家が建たないことによって地価が下がっていくのではないだろうか、そういう懸念があるように聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。私もまた佐賀市についてはちょっといろいろと調べてみたいと思いますけれども、逆に基山町が選択している集落活性化タイプ、これはほかの自治体などでの成功例、もし御存じでしたら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

私もほかの自治体の例で先進的に成功した事例がないかというところを調べておりまして、今まだ調べている途中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひそれは議会とも情報共有しながら、ちょっと調べていただきたいなと思っております。

これのように具体的な人口ビジョンの数値が、もうぜひとも絵に描いた餅とならないようにしなければなりません。そうしないと何のための総合戦略か、そしてもともとつくらなくてもいいと言われた総合計画をあえてつくるわけです。これはもう根本的なことも問われます。

そして最後に、定住促進。これはもうただ単に人口をふやすだけであるならば、いろいろな政策が考えられると思います。ただ、私たちはただ人口をふやせばいいという考えではないはずで、これは恐らく同じ認識だと思いますけれども、やはり活動人口をふやしてい

なければいけないと。だから、宅地開発をして、私は正直、32歳、子供2人のターゲットに絞ってでも、どういう人に来てもらいたいのか、ここをやはりもっともっとピンポイントにいろいろな情報を集めながらやっていってもいいのではないかと考えています。最後に町長、意気込みを聞かせてください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと話が戻るかもしれませんが、やっぱり人口ビジョンというのは、KPIを考える上でもやっぱりベースになる問題だと思ったことが一つでございます。したがって、それはやっぱりしっかり取り組まなければいけないということ。それから、活動人口ということをおっしゃいましたけれども、まさに高齢化だけではやっぱりいけないと。本当に活動人口、それで基山町はどうあるべきかというようなこと、基山町はやっぱり面積も限られておりますので、それから周りにも博多を含めるとすごいやっぱり若者の魅力的な町になると思います。この近隣にも企業がたくさんございますから、そういう意味で本当に活動人口に来てもらいたい、来てもらえるような土地柄だと思います。

そのためにはやっぱりそれに合ったような施策、住みやすさなりというか、教育なり福祉なりというようなそういうこと、これも慶応大学の学生にもありました。なるほどと。だから、最後に送るときに「3班の人、手挙げて」と言ったら、すぐ前に学生がいましたから、「全くあんた、俺と同じようなこと考えとったね」と言って握手をして別れたんですけども、やっぱりそういうまちづくり、外から来た若者から見てもやっぱりそういうまちづくりが必要だということでございます。私も非常に心強く思いました。そういうことで、これからそういう思いを持ってまたまちづくりができていけたらなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、2項目め。

まず、空き家の状況についてお聞きしましたけれども、この空き家という言葉の定義、私もこれを毎回言っているんですけども、共通認識として倒壊のおそれの空き家、周辺に影響を及ぼす空き家、これを含めて特定空き家と。そして、リノベーションを含め活用可能な

空き家をいわゆる空き家という文言でいいのかどうか確認だけさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

空き家の定義ということだと思われます。今回施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法第2条におきまして、定義がなされております。ちょっと読み上げさせていただきます。「第2条、この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」と。この「建築物」というのは、建築基準法上の建築物ということです。「使用がなされていないことが常態であるもの」ということについては、いろいろな説明会を聞きますと、おおむね1年間使用されていないというところが説明会で説明がありました。

それともう一方、特定空き家は第2条の第2項で定義されておまして、ちょっと読み上げさせていただきますと、「「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう」と定義されております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まず、平成24年の調査、これは1回目の答弁にありましたように、区長さんたちをお願いして出てきた数字だと思います。この13件という数字は、先ほど言われました特定空き家が13件という認識でよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

こちらの13件につきましては、全てが今の法律で言う特定空き家ではございません。おおむね8件から9件程度を特定空き家と認められるような空き家だというふうに整理をしてい

るようです。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この調査後に町長が各区を回られた意見交換会で「まだ把握していません」という担当課の答えがあったと認識しています。そしてまた、昨年12月、私の一般質問の答弁でも、「情報提供はなく、管理もしてない」という答弁でした。この13件という数字と、管理、把握していないという回答のギャップ、これはどういうことなのかお示してください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

そのギャップについては、正直私はわかりません。わかりませんが、ただ、そのデータ調査を行って13件の空き家と認められるところが出てきたということで、そこをじゃあ特定空き家として認めていいのか、それ以外にするのかというところの整理で時間がかかっていたと理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

それでは、関連しますし、時間もありませんので、（1）と（2）をあわせて質問させていただきますけれども、基山町の空き家等の適正化に関する条例、これは今阿部参事が答弁されていますけれども、防災担当の総務企画課でもなく、環境担当の住民生活課でもなく、まちづくり課が所管担当でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

現在のところは、まちづくり課のほうで所管をさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。では、この8件から9件ある特定空き家、これは2年前に成立した基山町空き家等の適正管理に関する条例、これは適用される要素というのはないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

適用されることはないということよりも、条例制定後にこの空き家の特措法が施行されて、かなり現在の基山町の条例に似た部分もございます。そういった中で今回特措法が施行されるに当たって、条例そのもの自体も見直す必要があるのではないかと。そういったところも含めて現在検討を行っておりますし、今後その方針について協議会等を設置させていただいて、その内容については今後詰めさせていただく予定にいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

私はこの条例案に対して反対討論を行いました。つまり、この国の動向とか法整備が今審議中であると。だから、これがきちんと法整備されてから改めて基山町の空き家条例をつくるべきではないかということで反対をしたわけですがけれども、今回その特措法成立によって、この基山町の空き家に関する適正管理の条例、これは条例改正は必要ありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

先ほど申し上げましたように、かなりうちの条例のほうが先に制定しておりますけれども、施行されました特措法と似通った部分もございます。そういった中では先行で条例を立ち上げられている市町もございます。そういったところとの勉強会もしながら、条例そのものを見直す必要があるのか、はたまた一度廃止をさせていただいて改めて上程する必要があるのか、そういったところを現在検討しておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この特措法の中に「市町村は、基本方針に即して、空家等対策計画を定め」と第6条に記

載があります。これは現在の空き家等の適正管理に関する条例で包含できるものでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

空き家特措法にあります空き家対策計画につきましては、これはまた別物でございまして、例えば空き家の対策計画では計画の期間とか、空き家の調査に関する事項とか、あとは相談連絡体制とか、そういったものを計画の中で盛り込んでつくっていくようにということがベースとなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、基山町の場合もこの空家等対策計画を別に定めるという認識でいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

はい。事務方の案といたしましては、空家等対策計画は策定したいと思っております。

それで、先ほどまちづくり課長が申し上げたように、今後、空き家等の特措法に基づきまして、先ほどから申し上げています倒壊のおそれのある特定空き家、それと今後定住のために有効活用したい空き家も含めて、そういう施策を総合的に考える場として、空き家等対策検討協議会というものを立ち上げたいと考えております。その中で議論を踏まえて考えていくこととしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今答弁にありました空き家等対策検討協議会、委員会謝礼がこの議会に上程されていますけれども、第7条に「協議会を組織する」というふうにあります。この協議会とこの検討協議会は同じものなのか、違うのか、そのあたりを説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

検討協議会は協議会とは違います。この検討協議会の中で対策を練っていただいて、その中で協議会というものがやはり必要だということになれば、協議会は改めて設置するということを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

それと、また今回の特措法の中で特徴的な条文が2つあります。1つが固定資産税の減免除外、そしてもう一つが第10条の空き家情報の利用権だと思います。

まず、この減免除外ですけれども、御存じのように、今どんな形であれ建物が建っていれば、「どんな形であれ」という表現はよくないですね、建物が建っていれば、小規模住宅の場合6分の1の減免が行われてきました。それで更地にするのと同じように今回は除外されるということですが、基山町は指導後にこの適用をされるというふうに今1回目の答弁でいただきました。その前に実は立ち入りがあって、その後に勧告があると思いますけれども、なぜ指導後にこれを行うのか、そしてまた、その建物が特定空き家と認定する基準があればお示してください。これはどこかな。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

先ほど町長から答弁がありました「指導」という内容ですけれども、これは広い意味の「指導」を使って答弁されたと思います。詳細には「勧告」でございます。（「済みません。追加で」の声あり）

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

あわせて、住宅用地を外しますときには、税務課側でそもそもが家屋として認定できない部分、建物として認定できないものについては、この特措法によらないでも住宅用地を外すことがありますので、ある意味税務課側としては二本立てになったということで御理解をい

ただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

また、もう一つの第10条、空き家情報の利用権、これは恐らく固定資産に関して内部で情報を共有できるということだと思います。昨年12月の一般質問のときにも税務住民課長にお答えいただきましたけれども、今回改めてお尋ねいたします。

いわゆる関連規則ができ上がったときに、この固定資産税のいわゆる情報の利用権、これはもう私は積極的に使っていただきたいと思っていますけれども、これについて税務課長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

今議員がおっしゃいましたように、この特措法の第10条で内部利用ができるということがうたわれておりますので、空き家対策をまちづくり課で進めていく中で、空き家等の所有者等に関する情報を必要な部分については可能な限り情報提供していきたいと思っております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

また、そうした中で、恐らく1月1日付が基準日になると思いますけれども、例えば空き家をお持ちの固定資産の所有者の方に封書で固定資産税の文書を送られる際に、例えば何かを同封して送るとか、そういう具体的に今何か考えていらっしゃる施策というものはありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

いや、今のところ特段は考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まちづくり課のほうは、税務課と連携していくという具体的な利用方法は何かお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

ええ。今税務課長がお答えしましたとおり、現時点では具体的にどうしようというものはありませんけれども、当然ながら今後連携を図ってやっていくべきことだと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

やはりもともと狭い基山町の土地です。ぜひとも、それを有効活用するために、できるだけきちんとした情報を先方にお届けしながら、そしてたとえ個人の財産であっても実は基山町にとって大変大切な財産であるんだという認識を持っていただくために、やはり真摯に対応していただきながら、その土地の有効活用を促していただきたいと思います。

また、非常に今、私のところにもこの固定資産税の6分の1の減免というのがなくなるんでしょうという問い合わせが何か徐々にふえてきております。私は、先ほどの阿部参事の答弁にも若干ありましたけれども、やはりワンストップでの相談体制、これをぜひ定住促進室の中につくっていただきたいと。要するに、不安になっていらっしゃる方がとにかくここに尋ねれば、「いや、6分の1がゼロになるわけではありませんよ。恐らく3分の1ぐらいだと思いますけれども、減免の幅がこれだけ変わります。ただ、それもあくまでも勧告、指導の上でのことになりますので、そういったことも含めてぜひとも一度御相談ください」というふうな窓口をつくっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

今後検討いたします空き家等対策計画の中にも相談体制の整備というところは盛り込んでいきたいというところで、協議会の場でいろいろ議論をしていただきたいと思います。

ただ、それをまちづくり課の中に置くかどうかは、そこも含めて検討したいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、最後の3項目め、業務の見える化についてお尋ねをいたします。

まず、事業としては約800あるということで、ただ平成27年度で予算化しているのは延べで346事業ということでした。これは450ものゼロ予算の事業があるということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この件につきましては、過去に幾度か御質問をいただいております。平成26年9月の段階では、事業数を平成24年度が730、平成25年度が753というお答えをしておりますけれども、そのときもお答えしておりますように、本町の財務会計の中で設定している事業数としては750とかあるということで、現在は800弱ございますけれども、その中で予算がつかないものもあります。それで、今回お答えしております300というのは、金額をつけているものがそれだけの数あるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは人件費、特に共済等も含めたところも含んだものではないんですよね。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

県の場合はそれぞれの事業に人件費を振り分けてフルコストという考え方でしておりますので、1人の人件費をある事業に0.何人分とかといった事業をつくっておりますので、例えば課の運営に何百万円が要るとかという事業の振り方をして、それで事業が何事業あるというようなことしておりますけれども、本町の場合は、人件費につきましてはその1人分は

1つの事業ということで計上しておりますので、その辺で差は出ております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

最近ちょっと私もある読み物で見たんですけれども、MEAという言葉を書くようになりました。MEAですね。「より緊張度の高い選択肢」と「より有効な選択肢」の2つの意味があるらしいのですが、施策や事業の選択に際して、緊張度や有効度の高さを徹底的に追求しようということらしいです。人口減少とともに、今後特に地方財政はさらに厳しさを増すものと予想される中で、効率的な政策展開をしていくには、いかに事業を絞り込んでいけるかが極めて重要になると。行政の事業は、基本的にはできるのであればやったほうがよいものばかりであり、幾らコスト把握や成果の定量化を精査しても、それだけで事業を絞り込むことはできません。事業を絞り込むには、事業をしない場合の影響や事業を行った場合の効果を本当に今やらなければならないのか、得られる効果はどのような意味を持つのかという視点から、できるだけ具体的、客観的な情報に基づいて比較考慮をすることが重要であると言われております。

そういった意味も含めて、例えば今年度の予算の場合は概算請求から約1億円が削られています。それがどの段階でどのような項目が削られていくのか、これもまた重要になってくるはずですが、予算委員会でも申しましたけれども、概算請求の段階での事業と予算を議会に提出願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

当然ながら、各課は事業を予算化して要求してまいりますし、財政課のほうで収入の見積もりをして予算の中で歳入と歳出の整合性をとっていきますけれども、その段階において当初から事業が必要なもの、6月あるいは9月で間に合うもの、いろいろありますので、その辺を精査しながら歳入、歳出の帳尻を合わせていくわけでありまして。

それでもなお足りない場合は、基金を崩して財源の手当てをしていくわけですので、そこでどの事業が落ちたか、どの事業が先延ばしになったかというのは、その年度年度の状況で変わりますし、歳入のぐあいでも変わりますので、それを出していくというのは非常に難し

いというふうには今のところは言えないという状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

予算調整権というのは、町長が持つ本当に大切な権利だという認識は持っています。しかし、私たちは今何が、何のためにこの金額を要求しているのか、今基山町の執行部がどこに向かおうしているのか、この実態調査もまた大切な議会の役目だと思っています。

町長、いかがでしょう。平成28年度の概算要求を公表するということはできませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今の時点では私は何とも言えません。まずそれを申し上げておきたいと思えますし、そうですね、議会もいろいろやっぱりお考えいただくというようなこと、それはまことに結構でございます。しかし、私どもも、MEAかどうかわかりませんが、やっぱり上がってきたものを今やるべきだ、優先性はどうかというようなことでいろいろと財政課も絞ったりしますし、私どもも査定をしたりするわけでございますので、それをどういう形で公表までするのかどうかということはちょっと今は何とも言えないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

では、（2）の業務内容一覧表の作成についてお尋ねいたします。残り3分しかありませんので、簡潔にいきたいと思いますが、とうとう今年度9月になっても「ど～なっているの町予算」は作成されないまま来ました。これについては私はもうとやかく言うつもりはありませんけれども、町民の方々のためだけにこの業務の一覧表をつくってくれと言っているわけではないわけです。とにかく先ほどのMEAでありましたように、幾らで誰にどのようにしてどうしたいのかと、これが予算の全てだと思っています。これをやはり町内でも町民の方にもわかるような形で公表していく、これこそが今問われているのではないかと思います。

例えば、今回新人議員研修の中で私が感心したのは、着任されたばかりの産業振興課長が

全て今の第4次総合計画に沿った事業の説明をしていただきました。これは私にとって非常に新鮮であり、また非常にわかりやすかったということが思い出されます。これは財政課長とは言いませんけれども、必要性は認識しているということであれば、町長、これは研究するのではなく、ぜひ前向きに実施に向けて検討するくらいの答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

予算書のことでございますか。そうではなくて。（「一覧表」の声あり）一覧表ですか。それもいろいろな意味も含めまして、私は今のところ何とも答えようがないと、持ち合わせていないというようなこともございまして、それ以上のことはちょっと言えません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。

最近、行政のあり方が、私は事業よりもどうも行事に振り回されているような感じがしてなりません。どうか、より緊張度の高い選択肢とより有効な選択肢をもって、しっかりと地につけた行政運営を切にお願いして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○4番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。4番議員の栗野久明です。

傍聴席の皆様、皆様方には区の行事が大変お忙しい中、このように議会の傍聴にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

私も町議会議員となり、やがて4カ月を経過しようとしています。本日、2回目の一般質問を行う上で、先回緊張の余り少し早口であったということを知人より御指摘を受け、少しゆっくりと質問できたらと今は考えております。

基山町は今、「心豊かな人と人との関係づくり」、「自然と共生したまちの魅力づくり」、「みんなが進める協働のまちづくり」、このことを基本理念として第5次基山町総合計画が作成され、議会の特別委員会で審議中であります。これからの基山のあるべき姿を求め、議論していきたいと思っております。

では、これより一般質問に入ります。

先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。私の質問は2項目です。

新図書館が来春に開館するということは、町民の愛読者にとってまことにうれしく、期待も大きいと思っています。建築予定地の問題等で先延ばしとなった感はありますが、また基山町に町外にも誇れる文化施設が完備されるということで、町外からの視察も増加するのではと思っております。

図書館は単に本を借り読むところではなく、いろいろな世代の町民の方が交流するコミュニケーションの場として運営されていくことが望まれます。そういった点を踏まえて、以下の質問をしたいと考えます。

1項目め、新町立図書館の管理と運営について。

- (1) 新町立図書館が来春より運営するに当たって、町長の思いを示せ。
- (2) 図書館長を初めとする管理運営を行う組織をどのように考えているか示せ。
- (3) 町民に対するサービスの向上はあるのか示せ。
- (4) 入館者数の推移と利用者年齢層の分布及び利用者が求める書籍等は把握しているのか。
- (5) 蔵書の質的向上を図るために、現在どのようなことを行っているか示せ。
- (6) 図書館管理のシステムは、現在どのように行っているのか示せ。
- (7) 学校図書館との連携は、その内容とどのような体制で行っているのか示せ。

次に、2項目めですが、野良猫の糞公害が各区の共通の問題であるか私はまだはっきりこの点が把握できていませんが、少なくとも新興住宅地ではかなりの問題となっています。猫

の愛好者と思いますが、夜間人影を避けての餌やりがその場所の猫の居つきに拍車をかけ、飼い猫との交配等も含め、野良猫の増加となっています。

基山町内ではありませんが、全国レベルではこの件で住民トラブルにまで発展しているケースもあります。私の経験した一例ですが、かつて宮崎で愛好家の餌やりを不服として、毒入りの餌を脅迫文とともにまき、猫を多数殺害するという事件が発生し、刑事事件にまで発展しました。仲のよい隣人同士がこのようになり、長年構築された人間関係を壊していくのはいたたまれなく感じます。

一般的には、モラル向上を住民に訴えてこの問題に取り組んでいます。執行部も動物愛護の点もあり、難しい対応をとっていると思いますが、あえて以下の質問をいたします。

2項目め、野良猫の糞公害対策について。

(1) 新興住宅地における野良猫の糞公害について、町長にはどの程度住民の声が届いているのかを示せ。

(2) 基山町の全ての区がこの問題を抱えているとは思わないが、この問題を全て各区任せにしていないか。

(3) 区長や町民が担当窓口で苦情相談をされた場合、どう対応しているのか示せ。

(4) 野良猫への餌やりによる餌袋の散乱、餌の腐敗による悪臭の発生等の対策はあるか。

以上の点で質問をいたしたいと思います。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

栗野久明議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めでございます新町立図書館の管理と運営について、(1)の町立図書館が来春より運営するに当たって、町長の思いを示せということでございますので、これは私からお答えいたします。

もう率直に、12年の長い間、本当にお待たせしましたという思いでございます。延び延びにしてしまって、それだけに皆さん待望の新図書館だろうと思います。それだけにまた、財政の制約もございますが、その中で精いっぱい設備、そして運営、サービスに努めていきたいと思っております。そして、町民の皆さんが楽しく集える空間、それからあくまで勉強の場としての図書館となるように考えております。

(2) から以下は、教育委員会でお答えを願います。

次に、2項目めでございます。野良猫の糞公害対策についてということ。

(1) 新興住宅地における野良猫の糞公害について、町長にはどの程度住民の声が届いているのかというお尋ねです。昨年度の各区住民懇談会の際、同様の相談も受けておりますし、住宅密集地を中心に相談が寄せられており、この問題を各区で抱えているということを私も認識はいたしております。

(2) 基山町の全ての区がこの問題を抱えているとは思わないが、この問題を全て各区任せにしていないかというお尋ねでございますが、相談があった区と連携して、モラル向上の対策を行っている認識しております。昨年は、犬の糞の後始末の看板2枚と野良猫の餌やり禁止の看板2枚を各区に配布を行いました。この問題は、猫の飼い主や野良猫に無責任な餌やりをされる方のモラルの問題が大きいため、町では広報や回覧で適切な飼い方、接し方の周知を図っているところでございます。

(3) 区長や町民が担当窓口で苦情相談をされた場合、どう対応しているのかということです。苦情や相談等があった場合は、内容をお聞きするとともに、現場を確認しております。原因者が判明した場合には、その方に直接お会いして指導を行っています。

(4) 野良猫への餌やりによる餌袋の散乱、餌の腐敗による異臭の発生等の対策はあるか示せということです。野良猫への無責任な餌やりの禁止については、広報や回覧で呼びかけております。また、環境美化推進委員を各区1名委嘱しており、不法投棄及び散乱ごみのパトロールを実施後、報告していただいております。餌袋などの軽微なごみについては、パトロール中に推進委員さんたちに回収処理をしていただいております。

原因につきましては、無責任な餌やりにあると思われまますので、原因者についての情報をいただくことや猫の愛護や管理につきまして適切な啓蒙を図っていくことが現状の対策だと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

栗野議員の新町立図書館の管理運営についての（2）の項目からお答えをいたします。

(2) 図書館長を初めとする管理運営を行う組織をどのように考えているか示せというこ

とですが、現体制に1名を増員した体制で運営を行う予定でございます。

(3) 町民に対するサービスの向上はあるのか示せということです。まずは、図書館開館時間の延長、図書室の面積増加による図書、資料提供の増加やCD及びDVD等の資料の提供開始がございます。さらに、事業面では、会議室を使用した講演会や研修会の開催、お話の部屋でのお話会の開催がございます。また、施設面では、基山ラウンジ等の交流の場の提供や親子トイレ、授乳室を完備しており、多目的トイレはオストメイトに対応しております。さらに、公衆無線LANの設置を計画しており、館内の指定場所での利用が可能となります。

(4) 入館者数の推移と利用者年齢層の分布及び利用者が求める書籍等は把握しているかというお尋ねですが、入館者の把握はしておりませんので、本の貸し出し人数によりお答えさせていただきます。貸し出し人数の年度別総数としては、平成24年度が5,315人、平成25年度が5,721人、平成26年度が6,126人と増加しております。

利用者の年齢分布としては、60歳以上の利用者が20%、50歳代、40歳代がそれぞれ13%、小学生と30歳代がそれぞれ12%となっており、その他で30%となっております。

利用者が求める書籍については、図書の貸し出し回数や予約、リクエスト等で把握しております。

(5) 蔵書の質的向上を図るために、現在どのようなことを行っているか示せということです。新刊案内等の雑誌や新聞等での出版情報収集や書評の確認、さらに職員が書店での情報収集や他図書館の情報収集により、蔵書の質的向上を行っております。また、広域連携事業により、利用者の要望に応えられる体制を整えております。

(6) です。図書館管理のシステムは、現在どのように行っているのか示せということです。図書館では、図書館システムにより、貸し出し、返却、予約等の窓口業務管理、資料管理、利用者管理等を行っております。また、図書や利用者カードについては、バーコードによる管理を行っており、図書の発注から予約、納品、受け入れまで一括して管理しております。

(7) 学校図書館との連携は、その内容とどのような体制で行っているのか示せということです。学校図書館との連携については、不定期ではございますが、必要に応じて学校図書室司書や司書教諭と町立図書館職員との合同会議を開催しております。また、学校司書や各クラス担任の先生の求めに応じて、総合的な学習や授業に必要な図書資料を準備し、団体貸し出しを行っております。さらに、学校図書室で回答が難しいリファレンス等の支援も行う

ております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。これからは一問一答でお願いいたします。

まず、1項目めの（1）についての再質問です。

先ほどの町長の回答の言葉どおり、愛読者にとっては待望の図書館であり、大きな期待もしています。一方では、執行部が事あるごとにホームページや広報で情報を流しているにもかかわらず、「図書館はどこにできているの」、「どんな建物」、「コーヒーなんか飲めるの」という質問を受けている現状があります。そういった質問者にはもっと回覧には目を通してほしいと思いますが、完成予想図の大きく入った文章の少ないPR紙でも配布したらもっと浸透するのかなど。また、オープンに向けての盛り上がりを図るような計画はあるのか、この点について質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

広報を充実ということでのお尋ねですけれども、今現在、今議員がおっしゃったように、ホームページ等で進捗状況の写真を載せたりとか、そういった形で広報をさせていただいておりますし、広報紙等にも事あるごとに図書館関連の記事を出させていただいております。

事業としましては、7月末に図書館の建設の見学会というものを計画しまして、1回は台風の影響で週間先送りをさせていただいて、8月2日に実施させていただきました。そのときには親子連れでボランティアの方も含めて六十数名の方に御参加いただいて、建設中の建物をごらんいただきました。その際に今定点で建物の建築状況を写真に撮っておりますので、建築状況の写真展というものを今度図書館のほうで開催させていただいておりますので、そういった分の広報とか、そういうものも含めて町民の方にお知らせをするなり、また、もう少しだんだん開館が近くなれば開館に向けたイベント等も、いろいろお手伝いをいただく方もいらっしゃいますので、そういった方々ともっと一般の方々に周知ができるような広報を進めたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

先ほども申し上げましたが、開館に向けての盛り上げをするために、例えば先ほど言いました「どんな建物」という簡単な質問をされる方もおります。ホームページ等ではかなり写真が小さいということで、私はそんなに金がかかる話ではないんじゃないかなと。その完成予想図ぐらいを、見学するときには見させていただきましたが、そういったものを町民会館とかあちらの人が多く来られるところに掲載していけば、少し盛り上がりが出ていくんじゃないかなと思います。

町民の幅広い年層の方が楽しく集える空間を提供できる図書館を目指すならば、先ほど言いましたが、まずはオープン時にできるだけ多くの方に1回目の利用をしていただくことが重要だと思います。完成予想図もいろいろな場所で目に入るようにしていただければ、そういった「どんな建物が建つんだろう」ということに対する答えができるんじゃないかと考えております。

次に、（2）について再質問を行います。

（2）の回答が「現体制に1名の増員」と非常に端的で短い言葉でありましたが、現在はどうのような方が館長を務められて、1名増員の方はどのような方を予定しているのか質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

現在の図書館の運営体制は、館長は教育学習課長が兼務をさせていただいて、図書館に3名の職員がおります。現在は兼務の職員も含めて4名の体制で運営しておりますけれども、新しい図書館になりますと1名ふやしたところの4名の体制、現場の職員は3名おりますので、その3名に1名をふやしたところで体制を考えております。ただ、体制の館長の問題等はちょっと現在のところ検討中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

図書館では、蔵書の貸し出しの管理、蔵書の収納、蔵書の収集、計画管理、それから受付業務、また当分の間は町外からの視察の増加による対応や説明が必要になってこようかと思えます。そういった忙しくなる中で、館長の役割はかなり大きなものになってくるのではないかと考えます。果たして町の職員の兼務体制でいいのだろうかという疑問があります。仮に現体制であるならば、図書館運営に詳しい人材を見つけ出して、副館長として非常勤でもよいですからそういった激務の折に気が回るように補佐される方、そういった組織づくりができないかと。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ただいま御指摘の部分も含めまして、以前から議会の中でも町長が館長については専任ということも当然考えていかないといけないということはお答えされておりますので、その点で新しい図書館の運営を決めまして、よりスムーズに図書館の運営ができるような体制を今後提示させていただきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。

次に、（3）についてですが、幅広い利用者が入館できるようかなりのサービスの向上が計画されており、かなりの期待に応えられるように執行部も考えられていますが、1点ですが、開館時間の延長について再質問させていただきます。

現在、閉館時間は午後5時までとなっておりますが、午後8時ぐらいとならないかと。この理由は、福岡付近まで通勤している人が帰宅してから利用できるのではないかと。また、共働きの主婦が夕食の支度をしてその後、時間のゆとりで図書館を利用できるというようなメリットも考えられます。ただし、このことは子供の利用は防犯を考慮して現行の時間もしくは午後6時ぐらいまでが妥当ではないかなと私は思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

開館時間につきましても、今後の図書館の運営、それからサービス、そういったものを総合的にまとめまして提示させていただきたいと思っておりますけれども、今議員から御指摘がありましたように、これまでも図書館をつくれます間にいろいろな方の御意見をいただいて、開館時間に関する御意見等もたくさんいただいております。そういった御意見等も総合的に検討させていただくことと、あとは運営体制をきちっととれるのかどうかという部分も含めて、開館時間の決定を今後きちとした形で提示させていただきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この点におきましても、館長、今現在は課長が兼務されている体制ですので課長がやっているわけですが、非常に1350年祭といった行事もありますし、来春の開館に向けての作業が激務じゃないかなと、はたから見ていると思っておりますけれども、そういった点も考えていただきたい。この点については、町長はどのように。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今の状態でも十分だというふうには見ておりません。非常に忙しいんじゃないかなと思っております。それから、特に館長につきましても、やはり役場の課長が兼務というのはいかがかなと。やっぱり常勤といいますか、そういう館長が必要じゃないかなとも思っておりますので、その辺のところはこれから、定員管理の問題もありますけれども、また考えていきたいなどは思っております。しかし、今の状態で、もっと面積も広がるものですから、少なくとももう1人はやっぱりどういう形であれふやしていかなければいけないというような話はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

先ほどの話にもありましたが、審議会を組織されて、この点につきましてもさらに検討されていかれると思っておりますので、そういった面も含めて組織の構築をしていただいて、町外の方に誇れるような、もちろん人件費その他がふえてくるという点もありますので、そういっ

たことも考慮しながらの検討になろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(4)について再質問を行います。

過去3年の統計を見ますと、図書館の利用者は年々増加の傾向にあり、シニアの方の利用がやや多いが、その他は全般的に満遍なく利用しているようです。今後新図書館となり、利用者はふえる傾向になると思われますが、各年齢層の方が同時に利用する場合の工夫はどのように考えているか回答願ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

蔵書の並べ方といいますか、場所としてやはり児童向けの本の場所あるいは一般の方の場所、あるいは配列と申しますか、そういった部分を工夫することによって、例えば違う年齢層の方が混雑したところで会わないとかそういった形もありますし、お話の部屋という部屋も設けておりますので、そういったところで児童さん、幼児の方の本の読み聞かせとか、そういったこともできるかと思っております。

それと、今回は会議室を設けさせていただいておりますので、通常イベント等で講演会であったりとか、いろいろな行事をやる時にはそこを使いますけれども、それ以外のときには一般の方にも開放しながら、例えば学生さんとかが学習をしたりとか、そういった場合にはそこを使つていただくとかという形で、いろいろな方がいろいろな場所で図書館を御利用できるような形で混雑緩和というか、いろいろな方がたくさん御利用いただけるような場所。

あとはもう一つ、基山ラウンジという交流スペースも設けて、その場所では飲み物等も可能という形にしておりますので、そこでゆっくりとお休みいただくこともできるかと思ひますので、そういった場所を分けることで利用者の方々の利便性も高まるのではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

説明のほうはわかりました。

以前の図書館に比べれば、スペース的にはかなり広がっておるということで、読者の方全ての方が満足する状況というものをつくっていくのは難しい状況かとは思ひます。やっぱ

りシニアの方はゆっくりと静かなところで読みたいと思われる方もおられるし、気楽に子供を連れていけるような場所が欲しいという若い主婦の方もおられると思います。そこら辺を構想の中では分割したり、書庫の置き方等で考えられているということですが、そういった点を特に注意していただいて、やはり町長が冒頭でおっしゃいましたが、本当にこれはコミュニケーションの場というか学習の場でもあり、いろいろな多目的で予定されているものがありますから、運営には十分注意していただいております、計画を。

それから、次に（５）について質問させていただきます。

現状の取り組みについては理解できます。その中で答えられた広域連携事業により、利用者の要望に応えられる体制を整えているとの答えですが、確かに蔵書をむやみにふやすということが町民の血税を有効に使っているのかと考えます。書籍については利用頻度も考慮しなければなりません、その点、近隣の図書館で利用できる図書は利用すべきと考えます。近隣の図書館利用のためにどのようなことをやっているのか、やろうとしているのか、お聞かせ願います。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず1点目としましては、久留米市、鳥栖市、小郡市、基山町の3市1町のクロスロード協議会の中で、図書館協力協議会というものを現在つくってございまして、その中で事業をさせていただいております。その中では公用車による連絡車運行ということで、持ち回りで各団体がそれぞれの図書館を回って、例えば貸し借りのための配送を行うとか、あるいは合同の職員というか、司書等の合同研修をしたり、資料の相互貸し出しとか、あるいは情報交換をすることによって事業をさせていただいております。

そういった形で本町の図書館にない蔵書もリクエストに応じて他の図書館から取り寄せる、あるいはそれ以外にも県の県立図書館とも相互貸し出しの協定がありますので、そういったところからも貸し出しができるようにしておりますので、ちょっと時間はかかりますけれども、御利用の方からのリクエストにはお応えできていると思っております。

また、それ以外にも実際にクロスロード地域の図書館では、本人がそこに直接行って貸し借りもできるようになりますので、例えば専門的な蔵書が必要であれば、もう直接行くことも可能になりますし、基山町の図書館を通じて申し込みするということも可能になりますの

で、そういった形での連携を今後も強めていきたいということで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

高齢者の方が、なかなか近隣の図書館まで出向いて本を借りるということは非常に難しい状況かなど。ただ、先ほど言われましたように、専門書とかそういったものを期待している方は、やはりよその図書館のものでもあれば取り寄せていただいて、それを見たいという方も十分考えられます。そういったことも考えて、先ほど答えられたように、近隣の町から持ってきてもらったものをこちらで見るということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

基山町の図書館でお申し込みをされますと、基山町の図書館に届きますので、そこで貸し出しをするということができます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、次に（6）について再質問をいたします。

現在は、図書や利用者カードはバーコードによる管理を行っているとおっしゃいましたが、新図書館では蔵書の貸し出し管理でICタグ図書館管理システムを導入すれば、業務の効率アップ、セキュリティの向上、それから利用者の求める書籍の管理が容易になると考えますが、今の計画はどうされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今御指摘のように、現在はバーコードで管理をさせていただいておりますけれども、今後はICタグ化を今年度に蔵書に全て設置する予定にしておりますので、新図書館ではICタグ化をしてICカードによる管理を進めていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

ＩＣタグ化で管理すれば、当然利用者が直接的に求めるシステムを構築したり、それから貸し出し数とか利用書籍の傾向とか、そういったものがかなり解析できるようになるのではないかと思います。現在、先ほど過去３年の実績をいただきましたけれども、そういったものを管理するにも非常に有効ではないかと。ただ、これを導入するに当たっては少しお金が必要だったかなと思いますけれども、新図書館としてよそに誇れるものにはなるんじゃないかなと私も思っております。

最後に、（７）について再質問いたします。

回答の中でありましたが、合同会議の内容ですが、学校や町にもないような書籍があれば、蔵書の計画に上げるなどの提案はされますか。どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

それぞれで分担分けというか、学校図書と町の図書館でやはりそれぞれ必要な蔵書が違いますので、そこで合同の会議をさせていただいて、必要があれば町の図書館でそろえるなり、あるいは一時的な部分で、例えば専門的な部分であれば、専門の県立図書館あたりから貸し出しを受けるとか、そういった調整をしながらお互いに効率的に、なおかつ有効な手段がとれるような合同会議を進めておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

蔵書の件ですが、今学校関係者と町の職員の合同会議ということですが、できましたら一般の方、有識者というかそういった方とか、もう少し高齢の、よく利用する中学生、高校生、こういった方を入れての会議とか、これを毎回やるというのは難しいことだとは思いますが、蔵書に関しては幅広い分野の方がやはりこういった本が欲しいという、どこまでの意見が出るかはちょっとわかりませんが、他の市町ではやっているということもちょっと、全てのところでやっているということではないんですが、やられているところもあるという情報を得ていますので、そういったことも検討されたらいいかなと思っております。

それから、次の質問ですが、団体貸し出しの回答がこの回答でありましたが、町民の高齢者の方が新図書館まで行くのは難しいと思いますが、区が判断して必要であれば公民館への団体貸し出しは可能でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

団体貸し出しの申し込みの用紙がありますので、そちらに申し込みをされて利用の内容等を出していただければ団体貸し出しは可能でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

これは申込書を書いて、本を町の図書館に借りに行つての貸し出しになるのでしょうか。量的なものがあると思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

申し込みの際に、例えばどういった読まれる方を対象とした蔵書を希望されるのか、例えば乳児を対象とした絵本を何十冊とか、あるいは一般の方向けで新しいものからとか、そういったリクエストに応じて内容を検討できるかと思つたので、お申し込みをいただく際にこういった内容でこういうことを考えて、こういう対象の方を対象として図書を考えているということをリクエストいただければ、それでうちのほうからお持ちすることになります。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

（7）の質問から少しちよつとずれるかもしれませんが、蔵書の件で、けやき台の方もかなり本とかそういったものが個人的に要らなくなったとか、そういうことで公民館に預けてこられる方とかがおります。かなり貴重なものもあるんじゃないかなと思つたんですが、そういった一般町民からの何ですか、払い下げというか、お金は伴わないものですが、そういった受け入れということはできますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

こちらのほうも寄贈を受けさせていただいております。お持ちいただいた分をきちっと寄贈という形で受けさせていただいて、ただ、余りにもちょっとぼろぼろになっているような部分とか、やはり一般の方に貸し出しができる状態での冊子についてはぜひ、特に貴重な例えば廃版になっていたりそういったものの中にはいただいたりしたこともございますので、そういった場合は図書館に御相談いただいて、お持ちいただいて、その場で司書が判断させていただいている、申請書もきちっとつくっておりますので、基本的には受けるような体制はつくっております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

はい、わかりました。町執行部の現在の取り組みは理解いたしました。

武雄市の図書館が世間に注目され、指定管理者導入による運営での事業費のコストダウン、サービスの向上等が取り上げられましたが、この点については賛否両論があると思います。町の規模を考慮し、公園内の図書館という特色をアピールすれば、町外にも誇れる文化施設となることを願って、次の質問に入りたいと思います。

では、2項目めに入ります。

2項目の（1）について再質問です。まず、この担当所管は、住民生活課でよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

住民生活課でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。

この問題関係でどの程度の相談があるのか、わかる範囲で教えてください。実は、住宅密集地以外にも駅周辺や住宅地周辺の畑地にも子猫が見受けられています。各区長さんは野良猫の苦情が出るごとにそれを無視することはできず、実情を町の窓口に加え、餌やり禁止等の啓蒙活動に汗を流しています。また、一向に進まない現状を住民の方へもどかしく説明もしておられます。これが現状ですので、質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

相談件数でございますけれども、猫を捕獲できないかということが一番多くて、もう電話でいうと2週間に1回ぐらいはかかってくるんじゃないかと思います。ちょっとひどいというのは、餌をやっている人がいるんじゃないかという苦情、それから糞尿、どこの猫かわからないけれども糞尿をされてちょっと臭いとか、去年でいいますと餌やりが5件、糞尿が2件、その他は親が見つからない子猫が生まれたとかという苦情がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今の件数をお聞きしますと、直接的に窓口に行つての町民の方が苦情を申し上げるという件については、皆さんは我慢しているのかなという気はいたします。ただ、私が実感しておりますのは、この自治会におつた場合でもこれは毎月ぐらい「どうかなりませんか」というような話が上がっておりますので、潜在的にはかなりそういったことの苦情を申したいと思われている方おられるんじゃないかという気がいたします。

次に、（2）について再質問をいたします。

先日も住民生活課からの「猫の苦情急増中」ということで、こういった回覧が回覧板の中にチラシとして入っておりました。非常にありがたいことですが、町が今できることはここまでかと思えます。この点について申しわけないですが、質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

チラシをお配りしております。あと、先ほど町長が申しましたように、看板の設置、その

他広報等で一般的には宣伝をしておりますけれども、先ほど申しました餌やりから糞の被害については、具体的に現場に行って状況について確認しております。まだまだ苦情の件数はちょっと少数ですけれども、あった場合については現場に行って確認して、原因となる方が判明した場合については、原因者の方に直接お会いして、あなたの行為は隣近所に迷惑をかけていますよというふうな認識を持っていただくということと、自分の家で飼えないならば餌やりをやめてくださいというような指導をしております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

次に、（3）についての再質問です。

住民の方が町の窓口に来て苦情を申し上げる、または相談するという事は、本人にとってはかなりせっぱ詰まった状況ではないかと考えられます。頻度はちょっと先ほど聞いてみますとそこまでないという事はありますが、そういった苦情の対応というか、窓口では実質には担当者としてどういうふうに思われるかなということ。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

非常に各区内でいろいろな問題というのは発生しておりますけれども、なかなか役場への相談は少ないというふうに認識をしております。やはり地域の中である程度解決されているのかなとは思いますが、やはり人間と人間の関係というものが地域にはございますので、役場がその中にかかわることによって、幾分やわらかく指導ができるということも考えられますので、そういったことで件数は少ないですけれども、もっともっと利用といいますか相談いただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

では、次の（4）についての再質問です。

本当に無責任な餌やりが多くの問題となっている現状があり、この点におきましても担当窓口としましては、現状のルールではここまでしか対応することができないのが現状じゃな

いかなと思います。

したがって、モラルの啓蒙活動を無視した餌やりにより、野良猫の繁殖を増加させ、野良猫の糞公害に悩まされて町民の多くの方が困っている現状を踏まえ、決して犬のような殺処分を選択肢ではなく、野良猫化の防止のため、不妊または去勢手術や餌やり防止等のルールづくりを目的とした基山町独自の条例案を、執行部が先導して町民の皆様とともに作り上げることはできませんか。この点についてお答え願います。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

条例の制定ということでございますけれども、今現在、野良猫の餌やりを禁止する条例を制定されている自治体がございます。最近でいいますと京都市とか、今現在取り組まれているのが県ですけれども和歌山県とか、隣の鳥栖市でもそういった条例化に取り組まれていますし、そういったことを研究しながら、基山町でも検討はしていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

先ほどありましたが、和歌山県では野良猫の増加を抑えようということで、県動物愛護管理条例を改正しての取り組みということで、または、これは地域猫という取り扱いになっていますが、地域の方が野良猫を育てるではないけれども、餌やりとかをやって糞の処理をしたり、そういったことをされれば、去勢とかそういった不妊手術ができるという形で、限定的なやり方での格好でされておりました、またそれに倣ってということで京都市とかでもやられていると。なかなか難しい問題が多いということは聞いております。

ただし、冒頭にありましたように、この件について非常に困っている方がおられるという現状を踏まえて何とかしてほしいという気がいたします。この点については町長、また同じ質問をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も地区を回ったり、あるいはそうじゃなくても直接私のほうにも「何とかならんかい

な」というような相談もございます。それから、担当からもそういう話も聞きますものだから、これはやっぱり本当に皆さん困っているんだなあという認識を私も持っております。

さあ、本当にしかしそれをどうしたらいいのかということになりますと、餌やりの問題、あるいは私が聞きますのは、条例をつくってあるというのはやっぱり不妊手術といいますか、そういうことなのかなというふうには感じておりますけれども、その辺のところはもうちょっとやっぱり担当と一緒に調べてというようなこと、どの程度、たしか佐賀市でも以前何かそういうふうなことを言われていたような気がするものですから、その辺はもう少し調べていきたいなと思っております。よく散歩していても、ここはいるなというようなところがありますから、そういうところは特に注意してやっていきたいなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

この問題は、町全体で議論することにより、ただ猫がかわいいと思って餌やりしている方、飼い猫の管理を怠って結果的に捨て猫として野良猫化させている方、こういった方のモラルの向上につながると思います。地域猫としての枠組みが必要であれば、また各自治体の皆さんの了解も必要になってきます。そういった協力をいただかなければならないという形になるもので、そういった議論も必要ではないかと思えますし、ただ基山町が今現状でできるもので今一步を踏み出さないと、この問題は前に進まないんじゃないかと思っております。行政としての結果がどうあれ、黙認するようであれば町民の理解はいただけないと思っております。このことを踏まえ、条例化に向かって動き出すことを強く要望いたしまして、少し時間が早いですが、本日の私の一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩します。

～午後1時57分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○11番（品川義則君）（登壇）

皆さん、こんにちは。11番議員の品川でございます。

本日は御多用の中、傍聴いただき心からお礼を申し上げます。

私の一般質問でございますけれども、その前に2点について私の私見、考えを述べさせていただきます。今回の私の質問に関して、報道によります私の中では大きな騒動が起きました。これについてこの5日間非常に悩み悩まされ、また皆様からいろいろなお励ましのお言葉をいただきました。それにどう応えていくかということで述べさせていただきます。

憲法第19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」ということがございます。私も表現の自由は絶対的なものであり、それがあゆえに私もあいつの発言をさせていただいているものと思っております。ですから、報道もどういうことを書かれようが、それは出され方の責においてあると思っておりますけれども、その自由と責任というものを両面から考えて今回の件についてお伺いしたい点がありますので、よろしくお願ひしたいと。これは自分自身への問いかけかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

3期12年、基山町のリーダーとして艱難辛苦、皆様から、私もそうですけれども、いろいろな批評を受けながら、単独町制で行くというこの重荷を背負ってこれをやった町長に対して出处進退を表明するというのをこの議会で言うということは、早々にわかっていたことであります。

その中で、9月3日に新聞報道がされました。新聞報道の版面が私は悪いとは言いませんけれども、議会としてこの場を設けるということの重大性を書かれた記者の方、また新聞はどういうふうにつまえているのか、なぜあいつの時期に記事を出されたのか、その意図はどこにあるのか、そのことを聞きたいと思っております。

それから、もう1点。今回の件で私はこの質問をやめようかとも思いました。もう二者択一的な答えが出ている状態で、それをさらに質問している自分の姿を想像すると滑稽なものではないかと思っております。また、町民から負託された議員として、それは正しいのだろうかというふうにも考えました。しかし、ここで発言を変えること、それはどういう重大なことかということを改めて感じましたので、今回質問させていただきますけれども、こういった一議員の考え、信条に対しての御意見、思いがあれば、私は発言が議員の命でありますけれども、新聞記者については文章の一言一句が命であると思っておりますので、ぜひ文章でお答えをいただきたいなと思っております。

さて、前置きが長くなりましたけれども、改めましてお伺いをいたします。

質問事項の1でございます。次期町長選について小森町長の所信を問う。

(1) 3期12年を振り返っての今の思いはいかがでしょうか。9月議会でこれを聞くというのは少し早い気もいたしますけれども、12月では涙が出そうなので、この機会にさせていただいたこととお許しいただきたいと思っております。

質問要旨になります。次期町長選について小森町長の考えは。今どのように思っているのか、改めてお伺いをいたします。

質問事項2、教育行政全般について。

(1) 若基小学校の学校運営について。

ア、若基小学校は小規模学校なのか。

イ、運動会などの学校行事に不都合なことはないか。

ウ、少人数学習の成果は何があるのか。

エ、少人数学級でいじめが起きた場合の対処法は。

(2) 学校校区の見直しについて検討したことはあるのか。

(3) スクールゾーンの防犯カメラの設置について。

ア、検討したことはあるのか。

イ、学校周辺での不審者出没、声かけ事案などの発生数は。

ウ、通学路危険箇所の解消はできているのか。

エ、防犯カメラ設置で不都合な点はないか。

(4) 給食センターの運営について。

ア、町内で生産されているもので食材として調達しているものは何か。

イ、今後検討している農産品などはあるのか。

ウ、給食費の管理はどこが行っているのか。

エ、民営化は検討していないのか。

以上について、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

品川義則議員の御質問にお答えを申し上げます。

その前に、私もちょっと前置きをさせていただきたいと思います。

この私の進退問題は、きょうのこの議会で私も正式表明をと考えておりましたけれども、これは不徳のいたすところでございます。その前に記者の方とお話する中で、もう大方のところを悟られてといえますか、わかって発表されたということでございます。通告を出され質問予定の品川議員には大変失礼だったと、申しわけないというふうに感じております。

しかしながら、今御質問もございましたし、ここで改めて私も質問にお答えして、それを正式の発表とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

1 項目め、まさに次期町長選について小森町長の所信を問うということでございます。

(1) 3期12年を振り返っての思いはということでございますが、確かに12年というのは長いといえば長い、しかし本当に過ぎてしまうとあっという間だったかなというような感じがしております。12年前にも私なりにいろいろのことを考えておりましたが、一に申し上げますと、まずそれは天本町長時代まで、歴代天本龍之助町長からずっと続いてきたこの基山町のまちづくりの理念といえますか、これはやっぱり私も引き継いで大事にしていかなければいけないなということをやっぱり感じておりました。

それから、何しろもう合併、合併というような中で単独行政だというようなことがもう方向づけられておりましたので、それをどうやって乗り切っていくか、当然その当時言われていましたことが、交付税は削減されるだろうというようなこと、三位一体で若干の削減もありました。それから、人口減少、あるいはまた、日本経済も減速するんだというようなそういう大方の見方の中で、厳しさがもう当然予想されるというような中でございましたので、それを乗り切る健全財政、その維持がもう一番の課題だということございまして、私は一貫して緊縮財政をとることに専念をいたしました。これは町民の皆様方には大変御迷惑もおかけし、それからまた、余りにも消極的だというようなお叱りもありました。しかし、皆様方の御理解、御協力のおかげで何とかここまでやってこられたのかなと。そして、今の町政運営ができていないのではないかなと思います。

それからまた、これをやるためには、これからのまちづくりは町全員で考えて協力していくという、つまり協働ということがやっぱり必要になってくるんだというようなこと、そうすることが存続可能なまちづくり、そして良好なコミュニティづくりになるんだろうと私は思いました。最初は余り理解が得られなかったような気もいたしますけれども、今は理解、協力していただいて、うまく機能しているのではないかと考えております。

この辺のところでございますが、私自身これでよかったかと問われると、決して私自身もそうではないというような気がいたしております。もっといろいろとハード面もしかけ、あるいは町の活性化、あるいはまた財政増収策というようなそういうことにもしっかりと取り組んでいかなければいけなかったんじゃないかという反省もいたしておりますが、とりあえずは12年間で私に課せられた役目は果たせたのかなと、それだけは果たせたのかなというような気持ちでございます。

それから、次の次期の町長選についての考えはということでございます。

これはもう言うまでもなく、今申しましたように、12年間十分な職責が果たせたかという、そういう思いはございませんが、何しろ私ももう73歳で、70歳を超えますと精神的にも肉体的にも「ああ、大分弱ったな」というような自覚がございます。それからまた、自治体の長たる者、余り一人が長くやってもどうかなと。やはり、ある程度世代交代もしなければいけないし、いろいろな考え方でまた町政も運営していかなければいけないと。そういうことからしまして、来年2月限り、3期限りで静かに引かせていただきたいと。そして、また次の方にお任せしたいと思っておる次第でございます。

以上を所信ということで申し上げさせていただきました。

あとの2項目めは、教育学習課からお答えをお願いしたいと思いますので。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の2項目めの教育行政全般についてのお尋ねにお答えしてまいります。

（1）若基小学校の学校運営について。

ア、若基小学校は小規模校なのかというというお尋ねですが、「これからの学校施設づくり」、これは昭和59年の文部省の助成課の資料でございますが、これによれば若基小学校は小規模校に分類されます。

イ、運動会などの学校行事に不都合なことはないのかということですが、運動会においては、他の学年ではクラス対抗での競技ができますが、4年生と5年生が1学級ということで、1つのクラスを2つに分けて紅白戦として競技を行っております。クラス対抗競技ができないことで、一つのクラスとしてまとまることやクラスの友達全員で頑張っていくということに対し、学級担任が指導できないことが課題であると考えております。

ウ、少人数学習の成果はあるのかということですが、発達障害傾向にある子供たちなど、多様な子供たちへの対応がわかりやすく、教師の目が行き届きやすい面があります。また、個別指導も行いやすく、学習指導においてきめ細やかな対応ができるという利点があります。

エ、少人数学級でいじめが起きた場合の対処法はということですが、少人数学級が複数学級だった場合は、次年度の配慮としてクラス分けを行うことで、環境の変化をつくりやすく教師が対応しやすいと考えております。また、少人数学級が単学級だった場合は、クラスがえもなく、子供たちの人間関係が固定化してしまうので、友人関係の面などの配慮など、教師が最新の注意を行う学級運営が必要であると考えております。

(2) 学校校区の見直しなどについて検討したことはあるのかということですが、教育委員会、これは定例の教育委員会ですが、協議を行ったことはございます。

(3) スクールゾーンの防犯カメラ設置についてということですが。

ア、検討したことはあるのかということです。要望を出されておりますので、検討を行ったことはございます。

イ、学校周辺での不審者出没、声かけ事案などの発生数はということで、注意喚起を行った事例が4件ございます。

ウ、通学危険箇所の解消はできているのかということですが、解消できる範囲の危険箇所の解消はできていると考えております。

エ、防犯カメラ設置で不都合な点は何かということですが、特に不都合な点はないと考えておりますが、プライバシー保護の観点、管理運営の観点から、運用について十分検討する必要があると考えております。

(4) 給食センター運営について。

ア、町内で生産されているもので食材として調達しているものということですが、米、みそ、アスパラ、タマネギ等を地元食材として使用しております。

イ、今後検討している農産品などはあるのかということです。アカジャガイモを考えております。ニンジン、キャベツ、白菜等の食材も調達したいと考えておりますが、納入のルートをどのように確保するのが課題となっております。

ウ、給食費の管理はどこが行っているのかということですが、基山町学校給食センター学校給食会計規程で「学校給食センター長が管理すること」としております。

エ、民営化は検討していないのかということですが、現在のところ民営化は考えておりま

せん。

以上、お答えといたします。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

小森町長には大変お答えにくいことをお聞きして申しわけございません。私も13年前にこの議場に席をいただきまして、その次の年に小森町長が町長としてお見えいただきました。それからずっといろいろな質問をさせていただき、いろいろな愚問、それから厳しいことも申し上げてまいりました。

やはり政治家というのは時代が求めるものだなと思っております。今の基山町の基礎を築かれた大石町長、それからそれを高度成長の波に乗られてつくり上げてきた天本町長、そして一転、時代が変わって、答弁にもありましたように緊縮政策ということで町民は初めてというか、役場の職員の方も初めてのような体験をされた中で、お一人でいろいろな声にも立ち向かわれ、信念を持ってこの12年間町政を支えていただきまして、心から謝意をあらわしたいと思っておりますし、業績といたしましては、一番最初に言われました図書館でございますけれども、来年4月にはでき上がってくるわけであります。基山小学校の改築も終わられましたし、神の浦のため池の問題も解決されました。いろいろな事業をされていながら、財政的にも何とかほかの市町にも負けられないような財政であるというのは、本当に素晴らしい町政運営だったと思っております。あと、いろいろお話をすることはまた別の機会にあると思いますので、そのときにゆっくりということで、本当にありがとうございました。

では、2問目でございます。

若基小学校は小規模学校ということで分類されているということで、今後5年後、10年後をどのように考えていらっしゃるか。校區別に考えますと、基山小校区は何とか9区を初めとして新興住宅地、小規模でありますけれども、町の政策によってもまた住宅は出てくると思いますので、学校の運営についてはそれほど心配することはないと思っておりますけれども、若基小校区についてはなかなかそういった住宅の開発というものもアパート関係では何件か見えますけれども、戸建てというのはなかなか難しい状況であると思っております。

そういった中で教育委員会としてはこの状況がこれからよくなるのか、それとも現状のままなのか、それとも悪化していくのか、「悪化」という言葉はどうか分かりませんが、

少なくなっていくと捉えているのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、普通学級が10学級でございます。特別支援学級が2学級で12学級となっておりますが、大規模とか小規模とかを考えると、普通学級の規模で考えますので、一応10学級という規模で考えますと、いわゆる小規模校の分類に入っていくということになります。

ただ、今単学級の学年が、4年生と5年生が1クラスしかありません。しかし、この学年は40人ぎりぎりでありますとか、38名とかでありますので、私が教育委員会で協議したときは最低でも1学年、維持できる学年があれば、学校というのは当然存続させていくべきではないかというスタンスで教育委員会の中では話をしたところではございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そう言われますけれども、やはり学級規模というのは、学習もありますし学級運営もありますよね。学習の面で見ると、今の単学級でも学習になれば小規模、少人数が学習ということとできると思いますけれども、学級運営ですね。学校の運営として単学級であるということにした場合、次の質問にもありますけれども、運動会とかがありますけれども、全体的に見て学校運営について、学校側はどうするかわかりますけれども、子供たちに対する影響ですよね。目標は学校運営であると思うんですけれども、その目標は達成できない部分というのが基山小と比較して出てくると思うんですけれども、そういったところはどういうことがあるのかお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

確かに学級クラスがえを行えない単学級になりますと、1年生のときから1学級だったとしますと、子供たちの人間関係というものが6年間固定化されてしまうという。そこで人間関係のまずさがあった場合は、もうそれでそのまま6年間行かなければならない、そういう難しさもあります。

それから、競争意識の面で、数が少ないものですから、仲よくなるのはいいんですが、なかなか競争という原理が働かないという。子供の社会性の発達的面からいくと、やはり複数の学級が維持できるというところがいいのではないかと思います。

旧文部省の基準でも12学級から18学級が標準であると言ったのは、最低でも2学級あるということから言ったんであろうと思いますが、少なくとも三十数名いる一学年がこれだけいたら全く社会性のない集団かというのと、ある程度の集団の固まりであると思うんですね。5人とか10人しかいない集団と40人近くいる集団とはもうちょっと違うので、そういう面を考えますと、違う学年との交流とか、それから今、小中連携、小小連携ということもしております。基山小との連携などを通して社会性の発達もある程度つけていけられるのではないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

若基小の場合には、1年生は26人と25人の2クラスですよ。3年生も25人と25人ですよ。それで、これが4年生、5年生になると39人のクラスになるんですけども、そのときの子供たちの要するになれていない初めての経験で、1年生、2年生、3年生が25人程度のクラスの中で3年間やった子供が4年生、5年生になっていきなり変わってくるということについて、何か弊害とか障害とかそういった問題などが起きたことはないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

例えば、小さい学校の子供が大きな学校に来たときに戸惑うということは確かにございます。私も、離島の唐津にある向島という学校だったんですが、私は行ったことはないんですが、そこの校長をしていましたので、そこの校長にその子供は2人しかいなかったんですが、修学旅行に私の学校と一緒にいこうじゃないかと、呼んだらどうかと言ったら、社会性をつくるためにそのほうがいいと向こうの校長も言って一緒に行く計画をしたんですが、やはり子供が嫌だと、そういう多くの人と交わりたくない。

確かにおっしゃいましたように、そういうような子供たちの社会性の発達というのは、たくさんいたほうがいいとは言えますが、先ほど言いましたように、38人とか40人程

度いれば、そんなに難しい問題ではないんじゃないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

私もいろいろな団体を通して子供たちに触れ合うことがありまして、若基小の子供たちは本当に仲がいいなというのは、基山小の子供がうらやましがるとような場面に遭遇いたしまして、子供たちの中でこういうような感情も少ないなりにとか、小規模校ならではのそういう触れ合いもあるのかなと思っておりますので。でも、この辺のところはやはり注意深くしておかないと、いろいろな子供たちへの影響が大きいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

端的に言いますと、運動会の件なんですけれども、何回か見せていただきましたけれども、相当苦しいプログラムでされていますし、上級生になりますといろいろな役割がありますよね。といいながら、グループもありますから、団体のことも考えなければならない。自分も競技に参加しなければならないということで、非常にきつい運動会で、運動会は本当に楽しいものだなということが私は印象的にあるんですけれども、それなりに楽しいことではあるとは思うんですけれども、具体的にこれから今の状況を変えていこうというか、そういうことを学校の中または教育委員会の中でこれについて話されたことはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

運動会だけに特化してこういうふうにやっていけばという話は、特にしたことはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

若基小学校はPTAも盛んにやられていますし、おやじの会も一番最初に基山町ではつくられたと思っております。小規模校のさらに今言われた離島とかというところでは、地域の運動会ということで大人の方、保護者の方も、いろいろな校区の中の方が一緒にやれるようなプログラムをつくって、子供たちに違った形ではあると思うんですけれども、きついとか、

自分たちのことに集中できないとか、競技についてももう少し違った形で与えることは若基小ではできるのかなと思うんですけれども、こういった御提案ですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

もう少し児童数、学級数が落ちたら、当然そういうことも考えるべきではないかなと。地域の方を巻き込んだ運動会といいますか、地域の方にも出場してもらおうというか、そういうことを当然検討していくことは考えられると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ぜひ検討いただいて、大人が一生懸命やる姿も子供たちに見ていただくことも、やはり子供たちにすごい関心があるということも、登下校時の見張りとか立ち番をされていますけれども、若基小学校は本当にきめ細かな体制をとられておりますし、また12区からほかの地区でも散歩がてら回られている方も、若基小学校に対する思いというものは、基山小は負けてはおりませんけれども、どちらかという若基小のほうが密になっているのかなという。全体的に子供たちも奉仕の方も小規模で学校運営が大変だなということもあるでしょうし、子供たちの数が少ないと、PTAでも子どもクラブでも役員となり手がなかなか見つからないという、それは総体的な数字のことでもありますので、しょうがないと思いますけれども、その分やっぱり思い入れが強くあると思うので、ぜひ楽しい運動会になりますように、ことはもうすぐですから無理でしょうけれども、来年以降で少しずつでもプログラムで変化いただければ楽しいかなと私は考えておりますので。

次に、少人数学習についてお尋ねをいたします。

これは全国の小学校の校長会というところがアンケートをとったんですけれども、校長先生の回答でも、1年生を担当している教員の70%が「効果が顕著にある」と。「効果がある」ということを加えると9割の方がもう少人数学習というものは効果があるというふうにされておりますけれども、これについて教育長も同じようなお考えだと思っておりますけれども、これは確認ですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今、国の法律で1年生だけはもう35人以下学級になっております。ですから、文科省の計画ではもう今は全部中学3年までなっている計画を持っていたんですね。ですから、今は小学校1年生だけですけれども、確におっしゃいましたように、きめ細やかな個に応じた学習ができると。35人が上限の学級だと、36人いたら18人、18人で学級を組めるんですね。ですから、ちょっと18人というのは集団としてはどうかというところではありますが、学習だけの面に限ると、それはきめ細やかな教育効果はあると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それと、もう1点の顕著な効果として、教職員の方を事務的に考えて、やはり人数が少ないものですから事務処理、成績の処理、また生徒に負荷がかかるような時間が持てるということで、業務が非常に効率化されていると。その分、授業と授業の準備に多くの時間をとれるということで、これも出ているんですけれども、これについても同じような考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

当然、おっしゃられたように、ノートの処理でありますとか、テストをやると採点処理とか、そういうことも早く丁寧に進みますので、そのあいた時間については教材研究などができるとは思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

法律では35人以下ということで決まっているということです。ただ、私が学習と言ったのは、やはり一番効果があるというのが30人ではなくて20人程度、できれば20人以下の単位で学習集団をつくって、それに先生が1人つくという形が一番効果があるし、秋田県は学力テ

ストでいつもトップにいる県ですけれども、ここがその取り組みとして、小学校4年生から6年生から中学校2年生、3年生の少人数学習をしたいと。20人程度で行っていききたいということで効果が出てくると、効果を出したいと。それで、ほかの文献によると、先ほど言った20人以下のほうが一番効果が出るという意見も出てきているんですけれども、基山町の学校において少人数の学習というのは今どのような、学級は今私も資料もいただきましたけれども、学習についてはどういう体制で行われているのか。いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、自然に学級数が二十数名に落ちた学級はそのままやっておりますが、意図的に少人数に編成して行うというのは、例えばティーム・ティーチングで1クラスに2人の教師がいる場合は、場合によっては2つに分けて習熟度にするというようなものを入れてやっているときがありますが、常の状態としてそういうことをやっているということは今のところはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

教育長は、教育的な効果が顕著に出ているというデータもありますよね、それでティーム・ティーチングはできるということですが、今の状態のまま、少人数学級の全てのクラスで学年で20人の学習環境を与えることができるわけですか。それとも人的配置が不足なのでそれはできないということなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほど申しましたが、県とか国からの加配措置というものがありますが、その加配措置を使ってその学年のある時間というか、そういうところをポイントポイントでやっております。それで、全ての学年で状態としてそういう20人程度の学級の学習状態をつくれるかという、現在のところやれる状態ではありません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

私が言っている少人数の20人程度で学習を行うとした場合には、あとどの程度の人的配置が必要になってくるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教員数の1.5倍から1.8倍、2倍ちょっと切れるぐらいは教員が要るのではないかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

すると、今は大体30人いらっしゃるから60人程度ということで、もうこれは無理な話だとは思いますが、最低限あと何人ぐらい加配していただければ、教育長は最低限子供たちに学習環境として与えられるのかなど。だから、主要な科目で学年は6学年ですけれども、そういうふうに考えた場合はやっぱり五、六人の加配は必ず必要だということになるわけでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

もう少し要るのではないかと。ちょっと計算をしてみないと、全時間数を割り算してですね。ちょっと細かな数字を今出せませんので、もう少し要るという感じがしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

大変難しい数字が出てきていますけれども、やはり基山町の子供たちにどういう学習環境を与えていこうかという場合がありますので、今議会の決算委員会もございまして、そこで深く議論したいと思っておりますし、また加配については予算が必ず出てきます。これは県においてもやっぱりもう少し検討していただかないと。ですから、佐賀県教育委員会が目標とし

ていた中学生の全国学力テストの成果を上げていくというものが、ある人によると見事に失敗したと、成果が上がっていないということでありますので、その県の指導のもとにやっているわけですから、やはり町としても、基山町の教育委員会としても、県に対してやはり全国レベル上位ということを佐賀県が目指しているならば、やはり実的なそういった教員の加配というものの要望をこちらで出して、県に対して意見を申し上げていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

くしくも県教育委員会への要望の中で、つい1週間ぐらい前ですが、おっしゃったようなことを私は書いて、国が35人学級を実現するまでの間、暫定的に県がやるようなそういう措置を速やかにとってもらいたいということを要望はしましたけれども、いろいろなところが同じ考えでやっておりますので、県がどのくらい響いてくれるか、そのあたりはちょっと私もわかりませんが、言い続けていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

学校についてはモデル校という事例もありますし、いろいろなプランも提案していただいて、モデル校でも結構です、こういった形でも結構ですから、そういった子供たちの学習環境がよりよくなるような政策をこれからもぜひお願いしたいと思います。

では、次へ進ませていただきます。

質問事項の（2）ですけれども、小規模学校ということでこれは何とか改善をということですが、人口をどうふやしていこうかということ、少し無理な点がございます。それで、校区の見直しですよね。今は制定されていますけれども、その見直しを検討されたのか。

それともう一つが、今高校とか中学校もですけれども、選択制ですよね。子供たちがどちらの学校かを選択するとかということがあるんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

校区の見直しについては、通学域の変更について検討というか協議をした経緯が教育委員会の中でございます。それは若基小を中心に考えますと、若基小の校区を広げるということでちょっと検討して、人数をここまで入れると何人になるということをちょっとやってみたことはありますが、ただ、現在のところそこまで学校存続しにくいという状態にまではなっておりませんので、現在の状態でやっていくということを教育委員会の中では話したところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そうそう近々には出てこないような問題だとは思いますが、でも早々に話しておかないと来年からという話にはならないんですね。校区の変更とかこういった大きなものにかかると、やっぱり10年、15年とかというふうに、保護者の方、また地域の方が学校というのはコミュニティの中心だということは十分御存じなわけで、それを糧にしているいろいろな行事が行われるということもありますので、はい、そうですかということですぐに私もそんなふうには考えていませんけれども、教育委員会でそういう議論があったならば、もう少し議論を深める、また研究を進めていくということで、せっかく2つの学校がありながらそれぞれというのもどうかと思いますし、中学校1校、小学校2校という学習環境としては恵まれた環境を最大限に生かすようなことの議論を始めていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうことについては、常にそういう危機感といいますか、そういうものを持って教育委員会でも考えていきたいと思っております。

それから、先ほどちょっとお答えを漏らしてしまいましたが、選択制の問題ですが、学校選択制というのは一時全国的に非常に多く取り上げられてやっておりますが、一応終息してもとに戻ったりしているというところもありますので、そのあたりはきちんと見きわめてやって

いけないといけないなと思っておりますが、選択制をした場合は、子供たち、保護者に選択権があるわけですね。ですから、こっちの意図しているようにこちらがふえるかどうかというのはなかなか難しいところもありますので、そのあたりは慎重に考えていかなければいけないなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

私の一番最終的な考えとしては、小学校の統合であると思っております。なぜこういう考えを持つかという、基山中学校の今の環境は、表現されているもの、それから今年の運動会で囲い、仕切りをしてやっていかなければいけないとか、学習についても少し不満な点とか、期待の学習環境が与えられていないということもあると思うので、やはり中学校の学習環境がよくなって学力が上がっていくと、やはり小学校も基山中学校に行きたいという子供がふえてくると思うんですけれども、現状を見るとそうはなっていないですね。ですから、毎年20名程度の子供たちが町外の中学校へ行くと。その入学テストを受ける子供たちはその倍以上、50名程度いるということ、これは本当に私としてはショッキングな数字でありますので、なぜそうなっているのかということもあわせて考えると、やはり何回かこの議場で発言をしましたけれども、小中一貫とか、隣に保育園もございますので、保・小・中学校の一貫教育ということで、特色を出した学習環境を子供たちに提供して、先ほども言った少人数学級をさらに深めて、中学校2年生、3年生にもそういう少人数学級で主要科目については指導を行っていくということもできると思うし、そういった小中の連携をすればさらに中1ギャップとかいろいろな課題も消えてくると思いますので、そこを何とか検討いただけないかということでもいつもこういったお話をさせていただいていますので、ネックにはやはり中学校というものは最大限目標になれるような、そこがよくなれば必ず小学校も今以上にすばらしい学校になってくれると思うので、そこを目標に私もこうやって発言させていただいていますので、よろしく御検討をいただきたいなと思っております。

次に移らせていただきます。

スクールゾーンへの防犯カメラの設置でございますけれども、なかなか難しいようでありましてけれども、要望等が出ているということですから、検討もされたということですが、どういった要望が出てどういった検討されたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはり学校に不審者が入ってくる可能性があるということ、それから学校が破壊されたり壊されたりすると、そういうことの抑止力といいますか、そういう効果を狙って学校にぜひ防犯カメラをつけてもらいたいと。学校の校舎の中に向かってではなくて、校舎から外に向かってつけてもらいたいという要望がございました。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

要望があってその結果まだついていないということは、必要ないというふうに考えられたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

必要性というのは私たちも十分認識しておりますが、これからつける方向に向かって検討できないかなということを今思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の補正予算で基山駅からけやき台駅に5台つけるということですがけれども、ここは町長にお尋ねしますけれども、学校はその範囲には、検討の課題の中には入ってこなかったんでしょうか。もう要望も出ている、検討もされているようですけれども、その辺のところはどうお考えになっているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに今度補正予算で5台分はお願いをいたしております。そのときに学校もというような話もちょっとございました。それからこれは何のときでしたかね、補導員さんと警察と一

緒の懇親会みたいなことだったんですけれども、そのときにも話が出ました。しかし、もう一気に5台を10台にするという話ではなくて、まず5台つけてみようというようなことで、学校の分はちょっと見合わせると。学校につけるとなると3校ございまして、つけ方によるんでしょうけれども、15台も20台もというような形になるものですから、まず駅前で様子を見ようということ。

それから、確かに一時考えておりましたのは、なかなかプライバシーの侵害になるというようなことで方向がどうのこうのというようなことでもございましたけれども、今は割とその辺の規制といいますか、それは幾らか緩くなってきていると、警察とも話をしておりますとそういう傾向があるということですので、これは子供たちの安全ということが大事ですから、ちょっとまた考えさせていただかなければいけないかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

答弁で注意喚起を行った件が4件あるということですが、具体的にはどのような内容でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

町内で直接的な不審者情報などはありませんけれども、そういった基山町近隣で起こった部分で特に注意を要するような部分について、基山小学校から1件、若基小学校から3件の注意喚起ということで情報提供をさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

平成26年度の基山町内の事件発生状況では、「色情狙い」という事案が2件挙がっている。色情狙い、私もこれはよくわからないんですけれども。以前、若基小学校に不審者が入ったという話があったと記憶しているんですけれども、それはありましたよね、そういう事案が。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと私の就任する前だったと思いますが、私は違う学校に来たときに注意喚起のメールが逆にこちらのほうから来て、軽トラックかなんかで乗り込んでぶつけるとかいうそういうメールではなかったですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

学校の敷地内でそういった事案が起きていますし、基山小学校もそうですけれども、若基小学校の周辺でもそういった声かけ事案が起きていたと、そういったことがあったと思うんですよね。やはり駅につけることも重要だと思いますし、でも駅の場合は駐輪場の自転車がどうのこうのという犯罪ですよね。いろいろな方が駅には集まってくるということで、防犯カメラの重要性というのは最近のニュースを見ても効果が絶大であると。ある地区によると、防犯カメラを置いたことだけで犯罪が4分の1に減ったということもあるわけです。

それで、福岡県は防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというものをつくっているんですよね。基山町は今回補正予算で防犯カメラをつけられますけれども、このガイドラインは設定されたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

ガイドラインは策定しておりませんが、ガイドラインにかわるような要綱、基山町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱というものを設置するようにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それは要綱でいいんでしょうか。町民のプライバシーとかに配慮されて少し設置がおくれたわけですから、やはり正式にしっかりとしたガイドラインをつくって、町民の方にもこういうふうに防犯カメラを設置していますので、皆様のプライバシーなり個人情報についてはしっかり管理はしますというふうなものを出さないと、そういう要綱ではなかなか、要綱でいいのか、私としてははっきり表に出していつも理解を得られるようなものが必要だと思う

んですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

基山町防犯カメラのこの要綱につきましても、例規集に載りますし、住民にも周知はいたします。この中にも防犯カメラの設置目的、それから管理運営等を示しておりますので、ガイドラインといえばガイドラインというような形になるかとは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

条例とか要綱とかというものは非常にわかりづらいんですね。ガイドラインになると、非常にわかりやすく町民にお知らせすることができるんですよ。私は町民に防犯カメラを設置してお知らせをすることが大事だと思うんですね。条例をつくりました、要綱をつくりましたで、運営はこうしますよではなくて、要綱をわかりやすい文章にしていただければありがたいんですけれども、そういった認知をしてもらうような広報をわかりやすい言葉でわかりやすくしていただくこと、一番最初に3カ月おくれたのでいろいろ悩まれたものですよ。もう少し対応を町民に向けて、町民の受け方がいいようなガイドラインができませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回の設置に関しましては、当然広報等によって、設置します、それからこういう目的で設置しますと、それからホームページ等においても情報提供してまいりますので、そういう方向で住民の方にはお知らせしていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の件で防犯カメラが5台つくということで、町民の方にも説明していただくことですので、次に守るべきは子供たちでありますのでぜひ学校、それから危険箇所というのが毎年夏に体育館で行われます地区懇談会の中では、どの地区でも毎回出てきますよね。

それをカバーするのは人的なものですよね。みんなで見回りましょうとか、警察の見回りではこの地区を回ってもらいましょうと言うけれども、通学時間というのは午後2時から午後6時まで、塾で帰るときは午後8時ぐらいですよ、子供たちが町内に出ているのは。犯罪があるのもその時間であるし、夜間であるし、一人になった瞬間が一番多いということになっていますので、それを24時間、365日守ってくれるのは防犯カメラしかないと思いますので、今回5基つけられましたので年次計画でずっと、教育委員会の意見を聞いていただいて危険箇所、とりあえず学校3校に設置していただくような年次計画を作成していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

防犯カメラにつきましては、今世間でも中学校の殺人事件が起きましたので、本当に犯罪の解決、それからそういう防犯という観点では必要不可欠なものになっておりますので、整備計画につきましては、設置場所についてどういうところに設置していくかということで、今後検討していきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

検討されていく案で教育委員会からもぜひどしどし要望を出していただきたいなと思っております。

最後でございますが、給食センターについて質問させていただきます。

町内で使われているものが米、みそ、アスパラ、タマネギですけれども、タマネギは年間どれぐらいをお使いになっていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

タマネギにつきましては、年間で5日程度ですので、5回程度になるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

給食がある日は何日間、年間でどれぐらいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

ちょっと計算がすぐにできませんのであれですけども、1学期、2学期、3学期の間になりますし、週に5日間になりますので、二百数十日になるかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

大体200日程度だと言われておりますが、5日間しか、タマネギは。タマネギというのは、料理についてはほぼ全品入っていてもおかしくないぐらいの食材ですよ。それで、お尋ねなんですけれども、基山町で一番早く生産を始めたというアスパラでありますけれども、タマネギを町内の全農家の方につくっていただいて、全量を給食に使うということがいいのか。今は無理でしょうけれども、将来的にこういう構想があってできるのかということ、産業振興課長、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

突然のお尋ねでちょっとあれですけども、結論から言うと難しいんじゃないかと思えます。それは、タマネギについてはやはり西南暖地での作付の時期等がございますので、それを貯蔵するという考え方もあるかとは思いますが、やはり適期、適期での使用等がございますので。ただし、ただタマネギだけに限らず、多様な農産物を学校給食の中に使っていくという考え方は、それは今町でやっております産業政策にも通じるものでございますので、そういうものではできていくのではないかと考えています。

ただ、産業政策的に学校給食の中で使ってくださいというよりは、やはりきちんと農業政策を打っていった中で、やはり使う側のほうから基山町の農産物を使っていきたいというそういう動きになっていけばというところは考えているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

年間約200日、200回給食を出して、それを1日約1,500人が食するわけですね。非常に安定した消費地ですね、消費の場所です。タマネギを年間通して出すのは無理な部分もあるでしょうけれども、時期によって生産できるものですね。

だから、一年中ではなくて、不足した部分については今納入組合がございますし、そこには町内の野菜の業者が入っていらっしゃいますので、不足部分、また農家から野菜業者が直接搬入してそれを補って行って、主力として町内産があると。ただ、不足する分については、市場から買ってくるとか、ほかから調達してくるという形で、できるだけ町内生産して行って農家が安定的にできるほうが、六次化で一生懸命頑張っているけれども、私もそれも必要だと思いますけれども、やはり農家の生計基盤の安定という考え方、やはりこの給食というのはどうしても外すことはできないと私は考えているわけです。

そういうことも含めて早急にではなく、これから大規模農家ということで基山町の農業も政策も大分変わってくると思いますし、六次化産業で大きな変換もすると思います。それに合わせて、基山町の規模にすれば巨大な消費地があるということで、ぜひ検討の一つに加えていただくとありがたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

基山町の農業につきましては、一戸一戸が決して大きくはないと思いますけれども、ただ、そういうところの今おっしゃったような消費側、そこをきちんと確立していくという部分が重要なことと考えています。そういう中で産業振興協議会等を通じまして、販路の確立であったり、新たな農産品の確立というものを農業者なり製造業者の方と一緒にやっているところでございますけれども、そういう取り組みの中でやっぱり重要に考えているのは、やはり町内でとれた一番おいしい農産品をまずは町内の方にお届けすると。それが一番重要なことであると考えますし、そういう取り組みをもってやはり基山町の農産品を町外の方も評価していただけるのではないかと考えているところです。

そういう中では、おっしゃるように、時代を担う子供たちにきちんとおいしいものを届けるというのは、一つ農業政策の中の中心に置いていく課題かなとも思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ぜひ検討していただければと思います。

次に、給食費の管理ですけれども、センター長が管理しているということでもありますけれども、保護者からの集金から支払いまでどういう手順で、集金は誰かが行っているのか、それとも振込なのか。

あと、管理していらっしゃるということですが、管理の内容ですね。支払いまでをセンター長が行われているのか、ほかの誰かがかかわっていらっしゃるのか、その辺のところを詳しくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

給食費につきましては、毎月保護者の方から口座引き落としで納入をさせていただいています。それで、引き落としがならなかったりとか、どうしても現金でしかという方については、学校の先生方のほうで徴収していただいて、その集まったお金を給食センター長が管理し、支払い等に充てております。

ただ、この学校給食センターは運営委員会をつくっておりますので、その中できちっとしたお金の流れの管理等をさせていただいている状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

現金の方の現金の取り扱いを学校の先生がされるということには、もちろん不都合はないわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

実際、お金の預かりは事務方のほうでさせていただいて、例えば御連絡とかそういった部分については先生方を通じてお願いすることもございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それでは、次に未納の問題が出てきますよね。基山町の現状はどのようになっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

現年分でいきますと、通常おくれられたりされる方がありますがけれども、大体納入をしていただいております。ただ、過年度分で2名、現年分でも1名の方がちょっと未納があるという状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

未納者の方の処理はどのようにされていますか。未納で終わっているわけですか。それとも、しっかりと納められているわけでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

未納があった場合には、本人の承諾を得れば児童手当のほうから徴収することができますので、お会いしてそういう手続等をとらせていただこうと思うんですけども、うちのほうでも直接訪問して相談とか、あるいはお手紙を差し上げて徴収の相談をさせていただこうと思っているんですけども、なかなか御本人にお会いする機会がなくて、そういう手続はとれていませんけれども、基本的には過年度分でもきちっと納入していただこうと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

このお金の未納の問題というのは非常に難しいと思いますけれども、税もそうですけれど

も、全般的にやっぱり不公平感というのはどうしてもいけませんし、件数的には少ないということでもありますけれども、基本は全員が全額を納めるということが基本でありますし、月4,200円ですよね、小学校の場合は。ですから、そんなにはと言ったら失礼ですけれども、それぞれの家庭の事情もございましょうけれども、事情があれば事情があるところでいろいろなことが、手当ても手助けもできると思いますので、ぜひそんな配慮をしていただければと思います。

それで、この会計報告ですよね、監査とか報告とか、給食費に関して。これはどういうふうな形をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

給食委員会には、学校の関係、PTAの関係、学校評議員、行政の関係等が入った運営会をして、その中に監査委員も入って監査をしながら給食費の管理を明確にさせていただいて、きちっと報告もそれぞれいただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

その会計がまたPTAから総会でも報告されると思うんですけれども、そういったときにいろいろな問題点とか課題とか、給食に関するものとか、そういうことの少し意見とかというようなものはございませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今現在で、ちょっと私は今回4月から来まして会議にも出たんですけれども、その中で出てきている部分は、やはり先ほど議員がおっしゃったように、小学生の場合が月4,200円、中学生が4,900円で給食費を月額で運営させていただいているんですけれども、材料代の値上げ等で1食当たりの給食の単価を出させていただいているんですけれども、その献立の立て方とかそういった部分で苦慮している部分があるということと、やはりなかなかぎりぎりで運用していますので、ちょっとお金の支払い等で苦慮しているところがあるというこ

ろで現場からの意見は出ているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

給食費が最近値上がりしたということですが、その値上げの検討をどこの段階でされたのでしょうか。

それと、給食費の価格について条文で決めている自治体があるんですけども、基山町はそういうことは決めてらっしゃらないですよね。それを条文化するということはないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

先ほどの件は、給食費の値上げではなくて、給食の材料が値上がりをしていて、月額の中での運営が非常に厳しいということで申し上げております。今のところ、いろいろな状況の変動がございますので、現行のところはもう現状のままでいきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回は教育行政全般について質問させていただきました。いろいろと産業振興課に飛び火をしたところもございますけれども、いろいろな思いを込めて行っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

最後に、小森町長には本当に最大限の謝意をあらわしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後 3 時30分 休憩～

～午後 3 時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○10番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、こんにちは。10番議員の大山勝代です。

一般質問1日目の最後でお疲れかとは思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

私の今回の質問は2項目、介護保険の制度改正についてと小・中学校のエアコン設置時期を明確にしてほしいということについてです。

まず、第6期介護保険制度改定です。

これまで3年ごとの見直しがあり、第5期までとは違って今回は問題点がたくさん浮かび上がっています。それをはっきりさせて、基山町としてどう利用者の要望に応えていくのか、今の時点での計画を教えてください、質問しました。

そこで、1つ目の質問です。介護保険制度が2000年から始まりましたが、今回第6期が改定されました。これまでの改定の経過を大まかに示してください。

2つ目。基山町の介護保険の利用者数ですが、それぞれ要支援・要介護者と65歳以上の人口に対する割合を示してください。

介護保険は第5期までと比較して、第6期の改定では利用者、事業所、自治体に大きな負担をかぶせてきています。具体的に大きな変更点は何でしょうか。

基山町の総合事業移行に伴い、現行制度と第6期ではどう変わるのでしょうか。なぜわざわざ事業移行ということになったのでしょうか。

総合事業の開始は、ことし4月からです。しかし、2年間の移行期間で平成29年から始まります。これまで要支援1・2と認定を受けた人は、全国一律給付内容で同じサービスを受けてこられました。それを自治体ですということになると、自治体間の格差が生まれてくると思います。そこで、基山町としては、また広域ですることになると思いますが、今計画がどこまで具体化しているか教えてください。

大きな1つ目の最後の質問です。介護保険制度について町民の方の大きな要望は何だと捉えられていますか。

次に、大きな2つ目の質問です。

私は、これまで何回か小・中学校のエアコン設置について質問してきました。平成23年9月議会から4回なので、きょうで5回目です。最終的なお答えとしては、中学校の大規模改

修をするのでそれに合わせて、また小学校についてはその後という大まかな答えをいただいています。今回は、それ以降、庁内でどう具体的な検討をされたのか教えてください。

全学級、全クラスに設置するとき、どの程度の財政支出になりますか。

御承知のように、この地区では基山町だけがまだ全学級には設置されていません。ことしも課業中の猛暑日は減っていません。早急に設置してほしいのですが、時期を明確に示してください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問にお答えを申し上げます。

1項目めの高齢者が安心して暮らせる町に、介護保険制度についてということです。

（1）介護保険制度の2000年の開始から第6次までの経緯を大まかに示せということです。介護保険制度のこれまでの大まかな経緯につきましては、平成12年4月に介護保険法施行により介護保険制度が実施されました。

平成15年からの第2期では、介護報酬の改定、改定率マイナス2.3%、在宅サービスの充実、施設給付の見直しでございます。

それから、平成18年からの第3期では、予防給付、地域密着型サービス創設等の介護保険法の一部を改正する法律の全面施行及び介護報酬の改定、改定率マイナス0.5%。

それから、平成21年からの第4期では、介護報酬の改定、改定率プラス3.0%、介護従事者の処遇改善等、及び介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の全面施行、いわゆる業務管理の体制整備、サービス確保対策等。

そして、平成24年からの第5期では、介護サービスの基盤整備のための介護保険法の一部を改正する法律の全面施行、つまり新サービスの創設、介護職員等によるたんの吸引等の実施、保険料の上昇緩和のための安定基金の取り崩しなど。

そして、平成27年からの第6期では、介護報酬の改定、改定率マイナス2.3%による利用者負担額の見直し、介護保険料の改定等が行われました。

（2）の基山町の現在の要支援・要介護認定者数と全人口の65歳以上の割合を示せということでございます。

平成27年7月末現在で、要支援1の方が136名、要支援2の方が96名、要介護1の方が196名、要介護2の方が111名、要介護3の方が73名、要介護4の方が80名、要介護5の方が50名で、合計742名の方が認定を受けられており、人口1万7,447人に対する認定者の割合は4.25%です。65歳以上の方は4,556人で、高齢化率は26.06%でございます。

(3) のこれまでと変わる第6次改定の大きな変更点は何かということです。

第6次の大きな改正点は、1、介護報酬の改定に伴って、介護保険サービスを利用したときの利用者負担額の変更、2、65歳以上の人口、介護サービス費の増加、介護保険財源構成の変更、低所得者への負担軽減の理由による介護保険料の変更、3、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準の変更、4、一定以上の所得がある人の利用者負担額の変更、5、高額介護サービス費の一部上限額の変更、6、要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になり、市町が行う介護予防、日常生活支援総合事業に移行するなどでございます。

(4) の総合事業移行に伴い、現行制度はどう変わるのか示せということです。

これまで予防給付とされていた訪問介護と通所介護について、市町が地域の実情に応じて取り組みを行う地域支援事業、いわゆる総合事業へ移行することとなっており、財源構成は給付費と同じとされています。この移行により、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどで地域の高齢者を支援していくこととされております。

(5) 要支援1・2が新事業に移行する平成29年4月までの町としての計画を示せということです。

鳥栖地区広域市町村圏組合と管内市町で構成している総合事業担当者会で検討しており、平成27年度中に新事業のサービス内容及びその単価の確定、平成28年度に事業に取り組む団体、いわゆる事業者、NPO、ボランティア等への説明を行い、モデル地区を設定して事業を実施し、平成29年4月から総合事業へ移行する予定でございます。

(6) の介護保険制度への町民の最大の要望は何かということですが、第6期介護保険事業計画策定委員会の基山地区日常生活圏域部会では、必要なときにサービスを受けることができるよう、介護保険制度の維持、認知症徘徊者の連絡体制の整備及び予防体制の構築、気になる高齢者の早期発見、見守り体制の構築、自宅近くで活動できる場の要望がありました。

以上でございます。あとは教育委員会のほうでお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

大山議員の2項目めの御質問にお答えしてまいります。

小・中学校のエアコンの設置の見通しはということで、（1）小・中学校のエアコン設置について、前回質問以降、庁内でどういう具体的検討がなされたかということと、関連しますので（3）も一緒にお答えします。（3）エアコン設置時期を明確に示せということですが、関連しておりますのであわせてお答えさせていただきます。

エアコン設置につきましては、基山中学校や若基小学校については大規模改修時に、基山小学校では若基小学校と同時期に段階的な導入を検討しております。

（2）財政支出の概算を示せということですが、エアコンを全クラスに設置するために必要な額は6,000万円程度と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移ります。

済みません。2項目めのエアコン設置についてを先に質問させてください。

先ほどの回答では大規模改修時ということでしたが、中学校の大規模改修、それから若基小の大規模改修の工期日程を大まかでいいですので教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

基山中学校は今、実施設計を行っておりますので、平成28年、平成29年で予定いたしております。これはちょっと国の予算が明確になっておりませんので、今のところ平成28年、平成29年の予定にしておりますので、それが終わりましたら若基小学校の大規模改修を検討していきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

そうしたら、国がおくれているということを考えないとしたときに、確認ですけれども、大規模改修が終わるのは中学校が何年、若基小が何年。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

財政部局とちょっとその時点でのその内容を協議しておりませんので、明確な時期というのはちょっとお答えできませんけれども、今わかっておりますのは、基山中学校を平成28年、平成29年で実施するということで事業を進めております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

平成29年度末に改修が終わるとして、若基小学校はその後の2年間ですか。それとも、長引きますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今、国の大規模改修等の補助金等が、防災対策あるいはつり天井等の緊急整備対策のほうに重点的に予算の配分がなされております。ですので、通常の大規模改修で当然認められておりますこういったエアコンの設置とかほかの部分については、該当の事業ではあるんですけども、そちらのほうまで予算が回らないという現実がございますので、我々が要望したとしてもその分の予算はつかないという現実がありますので、そうなりますと財源的裏づけをどうやってつくっていくのかということもありますので、その状況がどの時点で変わるのかというのが今のところ県に確認しても国に確認してもわかりませんので、そことの絡みを含めてちょっとそれから先の状況は明確には申し上げられないというのが現状のところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

きょうは、何年度完了、何月から開始ということが聞けるものと思ってここに立っていますけれども、何か歯切れが悪い言葉でちょっと残念に思っていますが、国が出さないというときに、全くの素人考えですが、町が単独でして後でもらうということではできませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

いや、国の補助事業は認可がおりないと事業に着手ができませんので、先に事業をやっけてしまいますとそれは全て単独事業ということになりますので、そこはきちっと手続を踏んで事業は実施したいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

済みません。ばかな質問をしました。

だったら、若基小、基山小ということになると、今の答えでは何年先になるかわからないというのがちょっと……、動揺しています。だったらですよ、ごめんなさい、何回も。3校一緒にということではできませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

まず1点が、基山中学校の大規模改修もどこまで予算がつくのかというのがまだ、今実施設計をやっておりますので、どこまで実施するかによって予算の総額は出てまいりますけれども、そこもありますし、単年度でどこまで費用が出せるのかということがあります。

それと、先ほど申し上げたように、エアコンの設置に対する補助がなければ、財源としてはもう全て一般財源で賄わないといけないという形になりますので、なかなかその手当てというのは非常に厳しいという現実がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ここは早くスルーして次に行きたかったのですが、そういうわけにはいかないようになり
ました。

もしかして、国の財源が厳しいからということで、ほかの天井のどうのこうのというものは時期が延びてついたにしても、エアコン設置についての助成はないということもあり得るわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

その点については県にも何度も確認して、先ほど申しあげましたように、やはり優先的に防災安全対策からつり天井等の対策を優先にするというところに来ておりますので、県内全部のそういったところが出てきた分で予算がいっぱいになれば、それはつかないという形にはなるかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ちょっと失望していますが、もう何年も待って、鳥栖市がついた後、もうすぐ基山町もつくのだろうという期待を私たちも子供たちも保護者の人たちも持っています。もしそれが可能性として薄いのであれば、町の単独ということも考えなければいけないのではないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

我々としましても県に要望としてもう何回も尋ねていますし、我々もぜひその部分については予算をつけてほしいということは出させていただいております。ただ、やはり財源としての裏づけも必要でございますので、その点は今後財政当局と十分協議を進めていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

教育学習課長が何遍も申しあげていますように、エアコンは学校環境改善交付金という補

助金で整備をいたします。その補助金が、学校関係につきましては今耐震化のほうに国の補助が全部シフトされて、全国的にそっちのほうに回っていかないようになっております。大規模改修のほうにも回りにくくなっているんですけども、今答弁申し上げていますように、エアコンは必要だという立場には立って答弁を今申し上げていますので、補助金次第であるということになるかと思えます。

ただ、今申し上げましたように、6,000万円を単独の町費一本で出すということは今の状況では非常に難しいというところではないかと思えます。ただ、町の方針として6,000万円を単独で町費で出して整備するということになれば、事業を実施するということもあり得ないとは思いません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

みやき町とか上峰町とか吉野ヶ里町とは別として、鳥栖市も今、財政課長が言われた学校改善何々の補助金ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

鳥栖市の事業はちょっと存じ上げませんが、恐らくエアコンは全国的にこの補助金を使ってしますので、去年あたりからこれが、ことしかな、耐震化に回っています。新聞とかで見られたと思いますけれども、小郡市もこの事業を見送ったというような状況がございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

町長、今のやりとりを聞かれて。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

なかなか財政問題になると厳しいなと思えます。確かに、それではよそでは改修計画とい

うのはどうなっているんだろうかなというような気もいたします。基山町はやっぱり改修をやらなければいけないということで考えておりますし、それから電子黒板、鳥栖市では電子黒板はもう完全に終わってしまったんですかね。どうなんでしょうか。その辺の関連もごさいます。

それから、さっき出ました防犯カメラというようなこと。やっぱり学校を取り巻く環境というのはしっかりやっていかなければいけないというのは確かにそうでございますけれども、何もかもやってしまえというような話でもないかなと。

そして、また一つ逆にお尋ねしたいというか、それではもう単費でもいいから空調を6,000万円かけてでもやってしまってもいいじゃないかと。しかし、それでは今度は逆に改修のときにそれをまたやり直さなければいけないというような、余計なことかもしれませんけれども、その辺も考えると果たしてどうなのかなというようなことで、やっぱり基山町は基山町で一つ一つ潰していかなければいけない、やることはやっていかなければいけないんですけれども、そういうことじゃないのかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

優先順位が中学校、若基小、基山小になっていますが、逆に基山小を先にしたらどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

その方法はいろいろあるかとは思いますが、先ほど財政課長も申し上げたように、この整備に関する国の助成がまずは第一義という形で考えておりますので、それがつけば結構ですし、先ほど財政課長も申し上げたように、もう単費でもやるという形でいくのであれば、それは一つの考えになるのではないかとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

町民の方に対してそれなりに報告を議会のたびにしますのでけれども、タイトルが浮かん

できます、「見通し暗し」と。ちょっとここはさっさと行くつもりだったんですよ。済みません。次に行きます。

介護保険についてです。

先ほど示していただいたこれまでの経過についての考察ですが、まず町長、どういう感想をお持ちですか。今回の第6次の改定は、被保険者、利用者、事業所、自治体に対して改善された内容だと思われませんか。それとも、改悪だと思われませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは一つには、広域の事業でございますから、その辺のところではやっぱり1市3町でしっかり練ってやってきている。それと、その前にやっぱり国の制度というものもございまして、そうそう簡単に、それじゃあ基山町がどうのこうのという話ではないのかなというようなことはやっぱりまずちょっと感じております。

それから、内容的に本当に改悪、要介護どうのこうのというようなそういうことを含めて、必ずしも利用者としてよくなった、よくなったという部分ばかりではないなど、それは私も思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

明確に町長は言われませんでしたけれども、私は改定のたびに内容が悪くなってきて、今度の第6期は一層悪くなったというふうに捉えています。2000年発足当時、介護の社会化ということで介護保険法第1条、「要介護状態になっても尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」としてスタートされました。

しかし、さっきも言いましたように、改定のたびに悪くなってきて、国の公的給付を今回は削り込んで、介護の責任を再び家族や地域に押し戻してしまうそういう中身だと私は捉えています。そして、利用者にとってみたら、必要なサービスが受けにくくなって、「保険あって介護なし」という言葉を聞かれたことがあると思いますが、言われるようになっています。

そこで、質問ですが、被保険者の保険料は今幾らですか。第5期と第6期の比較がわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

月額保険料の基準額につきましては、第5期が4,666円、第6期が4,864円となっております。4.2%の上昇ということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ちなみに、全国では第5期が4,972円、第6期が5,000円をオーバーして5,514円になっています。今課長が言われたので辛うじてこの地域では5,000円を切っているのですが、そこがちょっと救いかなと思います。それにしてもちょっとやっぱり3年ごとに高くなっているという実情だと思います。全国平均ですけれども、第1期は2,911円でした。3年ごとの改定で、さっき言いましたように5,514円、2倍近くになっています。これは予想では今後も上がり続けて、第9期、団塊の世代が一番ピークに達する9年後、10年後では8,200円という試算がされています。

当初は、介護が必要な人が家族ともどももう本当に困っていらっしゃるの、健康な私たちが少しずつの負担をしましょう、費用を出しましょうということで始まったものですが、今この15年たって本当に社会情勢が変わってきて、物価は上がる、消費税は上がる、逆に賃金は据え置き、ダウンする、そして年金が下がる、もろもろでもうダブルパンチなんですよ。国民の負担の限度を超えていると思いますが、そのことについてはどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

経過につきましては、町長が答弁いたしたとおりでございますけれども、やはり御存じのように国が考えております2025年問題、今の団塊の世代の方が全て後期高齢者の時代に来ますと、とても今の形態での介護保険はやっていけないというようなことの中でいろいろ検討されて、そしてまた、存続可能な介護保険をいかにやっていくのかということでこのような

改定といいますか、そういったものがなされてきているものと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

どう今後改善していくのかについては、後のほうで質問したいと思います。

要支援者、要介護者の人数ですが、私の質問が適当でなかったようで、65歳以上の人口は4,556人ですよね。そのうち認定されている人が742人。割り算をしたら、回答では認定者の割合が全人口の4.25%とおっしゃいましたけれども、私が聞いたのはそうではなくて、65歳以上の人の全人口と742人、その割合をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

答弁は、先ほど申し上げましたように、全人口で割っておりましたけれども、議員がおっしゃいますように、65歳以上の高齢者の方で割り返しますと16.3%になろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございます。全国平均はわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

済みません。全国平均のものは、ただいまのところ持ち合わせておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

私が持っている資料では、全国の65歳以上、569万8,000人のうちの要支援・要介護認定者が17.8%です。基山町は先ほど言われて16.3%。基山町が低いのはなぜでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

端的に言いますと、元気なお年寄りの方が多いということだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

高齢化率が高いのに元気な人が多いというのは、宣伝していいですよ。だけれども、これは今後ふえていく予想はもうはっきりしているわけですので、後のほうに行きますが、第6期の改正点を先ほど説明していただきましたけれども、説明された中で何々の変更、何々の変更、何々の変更が7カ所出てきているんですよ。私が聞きたいのは、どのように改善されたのか、改悪になるのか、どのように変更になったのかを知りたいのですが。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

町長の答弁にもございました説明で、順を追って説明させていただきたいと思います。

まず初めに、大きな改正点の1番で介護報酬の改定に伴って介護保険サービスを利用したときの利用者負担額の変更につきましては、介護報酬の改定におきましては、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進を踏まえて、マイナスの2.27%と改定されています。

それから、内訳は、処遇改善がプラスの1.65%、介護サービスの充実でプラスの0.56%…（「済みません。何か項目的に」の声あり）はい、わかりました。済みません。では、1番のものはその利用者負担額の変更ということでございます。

それから、2番目の介護保険料財源構成の変更につきましては、1号保険者の全体の中に占める財源の負担割合がこれまでは21%でございましたけれども、平成27年4月から22%に改定をされております。

それから、3番目の介護老人福祉施設ですね。特別養護老人ホームの入所基準の変更につきましては、これも平成27年4月からは原則として要介護3以上の方でないと特別養護老人ホームの入居ができないということでございます。いろいろな経過措置はそこに盛り込まれております。

それから、4番目の一定以上の所得がある人の利用者負担額の変更につきましては、端的

に言いますと、やはりある一定以上の所得の方は今まで1割負担でございましたけれども、その負担割合を2割にするということでございます。

それから、5番目の高額介護サービス費の一部上限の変更につきましては、これもやはり所得の高い方の今までの最高限度額が3万7,200円でございましたけれども、それを4万4,400円に変更するということでございます。先ほど言いました2割負担と今の高額サービス費は、これは平成27年8月からの実施でございます。

それから、6番目の要支援1・2の人に関しましては、平成29年4月から介護予防日常生活支援事業というふうに移行するということでございます。それが主な改正点でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今変更点を述べていただきましたが、利用者側、保険料を払う側にとってみたら、所得のいろいろな段階はあるにしても、全体的に私はこの改定は大きな4つの見直しの改悪だと考えています。一定額以上の方の利用者が1割から2割負担になります。もう本当に倍になるわけですから、消費税でも5%から8%、3%しか上がらないのに、これが100%上がるということになるわけでしょう。その辺を考えたときに、あの人は金を持っているのでそれでいいだろうということにはやっぱりならないのではないのでしょうか。

私の知り合いですけれども、要介護3の人がこの8月から利用料が2倍になって負担が大きくて、今まで受けてきたサービスを減らすことはできないので、もうこのままどうなるのかと今嘆かれていらっしゃいます。その方はデイケアが週3回、訪問リハビリが週2回、ショートステイが月2回で、この方はそれをしなかったら確実に家庭で寝たきり状態になられます。これまでその方は月額2万6,310円、年額にすると31万5,720円、それが2割負担になって今度請求が来たのが、その方にお聞きしたのですが月額5万900円、そして年額61万800円。これはそのままとどまらないですよ。保険料、本来の65歳以上の人が払っている保険料も割と基準額の位置以上の方ですから、多分上乘せが年間7万円から8万円来ると思うんですよ。その方だけではなくて、そういう基山町のいろいろな負担が重くなったと言われる方について仕方がないと考えていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

非常に難しい御質問だと思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、先ほど町長の話の中にありました町民の要望の中にも介護保険制度というものは維持していただきたいというような要望もあります。

しかし、それをやはり存続させていくためには原資が必要でありますし、ある程度のサービスの見直し、そういったものはその時代に応じた改正といいますか、そういったものが必要でありますので、そこに議員がおっしゃいますようなその方が該当されることに関しましては、やはりそれ相当の分はお支払いをしていただけませんと、国全体の介護保険の制度というものは成り立っていかないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今1つ目を挙げましたけれども、2つ目は要支援1・2の人が給付から外されるという問題ですよ。これは事業所にとっても大きな問題だと思っております。私が持っているアンケートでの市町村の対応ですけれども、自治体も事業所ももう見通しが立たないと言われてるんですよ。基山町はどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

確かに今、おっしゃいますように、平成29年4月からの総合事業にはいろいろやはり、今は経過措置でやっっているいろいろな研究をいたしております。しかし、やはり先駆けてやっておる自治体もあると思っておりますので、やはりそれはそのあたりのところをいろいろ研修しながら、組合のほうでも考えて国が示した平成29年からの実施には間に合わせなければいけないのではなかろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

間に合わせた、スタートした、でも行き詰まったという予想が私は立ちます。

それで、3つ目ですね。特別養護老人ホームの待機者が全国的に50万人を超えていますよ

ね。国は施設をふやすのではなくて、今後要介護3以上の人しか入所できない、今の人は別にして。これは介護難民をふやすことにつながりますよね、町長。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そうなる可能性はありますよね。だから、やっぱり介護保険制度自体が行き詰まってきているんだというような認識、それをどうするかというようなこと、じゃあ家庭でかと言われても家庭ではなかなか今度は家庭でも厳しいわけですから、その辺をどうやっていったらいいのか、どう考えたらいいのか、その辺をやっぱりみんなで考えて取り組んでいかなければしょうがないのかなというような感じはいたします。

ただ、改悪、改悪、厳しくなるばかりだというようなことを言っている、なかなかそうは解決できないのかなという気がしますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今町長はみんなで考えていかなければいけない問題、確かにそうですけれども、事業所のアンケートでは、情報が少なく、今後どうなるのか見通しが立たないということの回答がとて高かったんですよ。

もう一つ私が本当に腹を立てているのは、低所得者の方が入所されて、それなりになけなしのお金の中から利用料を払っていらっしゃるんですが、例えば食費や部屋代などが減免されていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。だけれども、そういう方の配偶者の所得とか預貯金まで調べて、マイナンバー制度の中での洗い出しができますから、それを取るといことなんですが、国のすることかなと思って本当に今私は腹を立てています。その人たちはショートステイなどが今後受けられなくなる、もうそこがはっきりしていると思います。これまでと違う今後の第6期ですから、それに対して町民の方、利用者の方の相談がふえてくるのではないかなと予想しますが、実態はどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

いろいろ負担の増というものが確かにあります。それで、私たちが調べました中で、先ほど申し上げました2割負担の方、その方が実際、今度8月からでございますけれども、要認定を受けておられる方が742名ですので、そのうち2割負担の方は71人ということでございますので、1割にも満たないということでございます。

それから、今度は先ほどおっしゃいました家族全体の所得をカウントして高額サービスの3万7,200円を4万4,400円にするということに関しましては、これは10月ごろにならないと実績が出ないということを組合から聞いておりますので、その時点で本当にどれくらいの方が負担増といたしますか、それになるのかといったようなことは、我々も実際に組合からお聞きしてそういった実績というものは公表していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

課長が今言われた2割になられる方が71人で1割にも満たない、ニュアンスとして「いいでしょ、少したくさんもらっているんだから」というそこがあるのですが、そういう見方はしてほしくないと思います。

次に行きます。

総合事業に移行することで国の狙いは、給付から外して、自治体に安上がりに置きかえることだと思います。無資格者でもできる、今まで専門の方がされていた介護をボランティアなどに多様なサービスをしてもらおうということになっていきますけれども、基山町ではどのようなのでしょうか。例えば、私はサロン活動のお手伝いをしています。イメージが湧きませんが、どうでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

確かに要支援1・2の方、それからアンケートをとったときに要支援1・2までいかない方、そういった方に関しましてはありますように総合事業といたしますか、それで市町が振り分けて町独自の予防介護、そういった事業をやりなさいということに確かになっております。

しかしながら、基山町は1市3町の中で広域圏で介護保険の運営を行っておりますので、その中でいろいろ、例えばそのサービスの費用とかそういったもの、それから議員がおし

やいますような実際受け手がそういったことの事業を受ける事業者、そういったものがあるのか、そういったことも今検討しておりますし、非常にハードルの高い移行といえますか、それは私たちもそういうふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今、執行部も見通しの暗い回答をされていますけれども、これは事業所も自治体も本当に、先ほど町長も言われましたけれども、根本的な見直しが必要ではないのかなと思っておりますが、実際平成29年度から始まりますが、もう1年半しかありません。今後の推移を見守りたいと思います。

最後の項目ですが、初めにも言いましたように、保険料の大きな負担、利用料の負担が高齢者に重くのしかかってきています。そして、今回も介護報酬が2.27%、先ほど言われましたようにマイナス改定です。それで、事業所では経営的に困難だというアンケートの回答がトップです。そして、介護事業所の職員さんについて、今人材不足はもともとありますよね。これがますます拍車がかかるのだろうという予想があります。町長、何か根本的に考えられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっと私もどこをどうしたらいいというようなことはわかりません。ただ、やっぱりさっきから見通しが暗い、暗いとおっしゃいますけれども、確かに余りこれからよくなるというようなことはちょっと望むらくもないと。やっぱり高齢化も進んでおりますし、経済的なものもいろいろございますから、その辺は根本的といえれば介護もそうですし、年金あたりもやっぱり本当にここでしっかり考え直さないといけないなということぐらいしか、私はちょっと基本的に介護がどうのこうのということまではちょっとわかりかねます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

はっきりしているのは、国の負担割合は今25%ですね。それを介護保険が発足した直前、

老人福祉何とかのときの50%に戻せばいいんですよね。でも、それは国はもう絶対しないと今は言っています。ですけれども、そういう国の負担割合を上げてくれというようなことは、広域として出してありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

全体的な部分ですね。国が25%、県が12.5%、それから町が12.5%で、あとは保険者が払うというスキームですね。そういったものは全国的なものでございますので、それを改正することになれば、その介護保険制度の大きな改定ということになっていくものと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

それを国に広域として上げていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

それを国に上げて……。

○議長（鳥飼勝美君）

広域圏組合に。（「広域として国に。広域が国に」の声あり）広域が国へ。

○健康福祉課長（天本正弘君）

それを広域圏組合が国に要望しているかということは承知いたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

町長は、何……。管理者ですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

管理者ではございません。副管理者でございますけれども、承知はしていません。

だから、本当さっきから繰り返しになりますけれども、非常に何もかもが行き詰まってきておるといようなこと、だから消費税というような話、これもまたとんでもないというようなことになるんでしょうけれども、本当にやっぱりその辺も根本的といえ、その辺からやっぱり考えていかなければいけないのかなと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

多分していないのかなと思いつつ、今度の会議で出しましょうと言っていただけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

広域圏のこれは議員さんでございますよね。その辺からひとつ上げていただければいかがかなと。そして、執行部もまたそれで国にも言うていくというようなこと、議会のほうでひとついかがかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今回私はこの質問をするに当たり、今まで私はもう出しっ放し、幾ら出しているかも知らないそういう中で本当に細かいところまで勉強して少しわかりました。これは、町民の皆さんはもうほとんどそういう具体的なものは考えていらっしゃらない。そして、自分が利用者になったときに初めてこんな高く払わなければいけないのかということではびっくりされているのが実情ではないのかなと思いますけれども、これは第5期の概要版でこちらはガイドブックですが、第6期のものはいつできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

私が持っております資料につきましては、2015年4月に「みんなの介護保険」ということで、鳥栖地区広域市町村圏組合が各家庭に配布いたしておるといふふうに聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今、平成27年ですよ。だから、第6期の分がないといけないのではないですか。配布されたの。私の認識不足でごめんなさい。

この第5期についての負担が変更で見直しがあったので、とても大きくなっていますみたいなことも書かれているんですよ。それ以上に第6期が厳しいのでちょっと愕然としていますが、全体的なことと言いますと、ここで論議した中でのまとめですが、親などの介護のために今働いている仕事をやめて早期退職をしなければいけないという方が年間10万人以上いらっしゃる。これが15年ですから、単純計算して150万人に上ると言われています。そして、いろいろな新聞などで単発的に出てくるのは、その水面下ではもうたくさんいろいろな困難な状態が起こっているということがよくわかります。例えば、介護心中とか、介護離婚、介護貧乏、介護破産、介護難民、介護崩壊、もうこの言葉は大げさではなくてもう本当に深刻な問題だと思います。

ここで言うべきことではないと思いますがけれども、介護報酬が今度2.27%マイナスになって、国の負担が2,400億円の4分の1、600億円が削減されるわけですよ。それをもし現状維持するとしたときに600億円、オスプレイ5機が516億円なんです。そのオスプレイを配備しないんだったら、もうそれは出ますよね。防衛費のそのところを少しでも回してくれたらと私は本気になって怒っています。きょうこういう形で介護問題を質問しましたけれども、さっきも言いましたように、事業所の方は情報不足だと言われていて、だけれども片方では経営が困難になるので閉鎖しなければいけないという声もはっきりとアンケートに上がってきています。基山町ではその辺の実態は何かありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

今のうちでやっております健康福祉課の役割といいますか、それは介護保険に関してのお問い合わせ、そういったものがあつたときにおつなぎをしておるということでございまして、本来のいろいろな悩みといいますか、そういったものは地域包括支援センターに業務を委託しておりますので、その中でいろいろな情報交換は行っておりますけれども、実際的に役場

のほうに見えるのは介護保険を受けたいからというようなことですので、議員がおっしゃいますような事業所の経営問題とかそういったものに関しましては、結果的なことはお聞きしますけれども、じゃあそのところはいろいろな事業所、そういったところがどのような情報不足といたしますか、そういったものがあるというのはちょっと認識をいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

小さい事業所ほど経営が成り立たなくなるそうです。私が知っている事業所の方と立ち話でしたけれども話をしましたけれども、本当に先行きがもう真っ暗、そういう言い方をされていきました。広域とか基山町の介護にかかわられるそういう人たちは、誠意を持って事に当たられているということはよくわかります。

ただ、要支援1・2の人たちが特にターゲットですけれども、この改定が従来のサービスからかけ離れたものにならないように、併用という形でできないかなど。財源のこともありますけれども、ちょっとそのことは考えていますし、またこの場で介護保険問題についての質問をさせていただきたいと思います。後ろから早く終われということですので、終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時45分 散会～